

第百三回国会 大蔵委員会 議 録 第 五 号

昭和六十年十一月二十二日(金曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 越智 伊平君

理事 熊谷 弘君

理事 中川 秀直君

理事 上田 卓三君

理事 坂口 力君

理事 尾身 幸次君

金子原二郎君

中川 昭一君

二階 俊博君

野呂 昭彦君

宮下 創平君

伊藤 茂君

沢田 利久君

野口 幸一君

古川 雅司君

矢追 秀彦君

正森 成二君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

厚生大臣 増岡 博之君

運輸大臣 山下 徳夫君

出席政府委員

日本国有鉄道再

建監理委員会事

務局長 林 淳司君

大蔵政務次官 中村正三郎君

大蔵大臣官房総

務審議官 北村 恭二君

大蔵大臣官房審

議官 門田 實君

大蔵大臣官房審

議官 亀井 敬之君

大蔵省主計局次 小粥 正巳君

大蔵省主計局次 保田 博君

大蔵省理財局長 窪田 弘君

大蔵大臣官房總 北郷 勲夫君

務審議官 山内 豊徳君

厚生大臣官房審 長尾 立子君

議官 社会保険庁年金 棚橋 泰君

運輸大臣官房國 中島 眞二君

有鉄道再建總括 審議官 眞二君

運輸大臣官房國 有鉄道部長 中島 眞二君

大蔵省銀行局保 関 要君

險部長 大蔵省年金局年 谷口 正作君

金課長 厚生省年金局資 丸山 晴男君

金課長 厚生省年金局数 坪野 剛司君

理課長 日本国有鉄道常 室賀 実君

務理事 日本国有鉄道職 澄田 信義君

員局長 日本国有鉄道共 藤田 好一君

済事務局長管理 長 大蔵委員会調査 矢島錦一郎君

室長 大蔵委員会調査 矢島錦一郎君

委員外の出席者

大蔵省銀行局保 関 要君

險部長 大蔵省年金局年 谷口 正作君

金課長 厚生省年金局資 丸山 晴男君

金課長 厚生省年金局数 坪野 剛司君

理課長 日本国有鉄道常 室賀 実君

務理事 日本国有鉄道職 澄田 信義君

員局長 日本国有鉄道共 藤田 好一君

済事務局長管理 長 大蔵委員会調査 矢島錦一郎君

室長 大蔵委員会調査 矢島錦一郎君

委員の異動

十一月二十二日

大島 理森君

補欠選任

野呂 昭彦君

第一類第五号

大蔵委員会議録第五号

昭和六十年十一月二十二日

田中 秀征君 二階 俊博君
平沼 赳夫君 尾身 幸次君
山中 貞則君 長野 祐也君
玉置 一弥君 木下敬之助君

同日

補欠選任

尾身 幸次君

長野 祐也君

二階 俊博君

野呂 昭彦君

木下敬之助君

玉置 一弥君

同日

補欠選任

尾身 幸次君

長野 祐也君

二階 俊博君

野呂 昭彦君

木下敬之助君

玉置 一弥君

同日

補欠選任

尾身 幸次君

長野 祐也君

二階 俊博君

野呂 昭彦君

木下敬之助君

玉置 一弥君

同日

補欠選任

尾身 幸次君

長野 祐也君

二階 俊博君

野呂 昭彦君

木下敬之助君

十一月二十日
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案反対に関する請願(岩垂壽喜男君紹介(第三七二号))
国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案反対等に関する請願(柴田睦夫君紹介(第三八六号))
同(浦井洋君紹介(第四三二一号))
同(工藤晃君紹介(第四三三三三号))
同(柴田睦夫君紹介(第四三三四号))
同(津川武一君紹介(第四三五五号))
同(不破哲三君紹介(第四三六六号))
同(藤田スミ君紹介(第四三七七号))
同(松本善明君紹介(第四三八八号))
同(三浦久君紹介(第四三九九号))
共済制度の改悪反対に関する請願(経塚幸夫君紹介(第四四〇六号))
共済年金の掛金引き上げ反対等に関する請願(中川利三郎君紹介(第四四〇七号))
大型間接税の制定反対に関する請願(藤木洋子君紹介(第四四〇八号))
同(齊藤節君紹介(第四四〇九号))

共済年金改正反対に関する請願(三浦久君紹介(第四四〇九号))
同(齊藤節君紹介(第四四一〇号))
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百三回国会閣法第八二号)

○越智委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審議のため、参考人の出頭を求め、意見を聴取することとし、その人選、日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○越智委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○越智委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。戸田菊雄君。

○戸田委員 まず厚生大臣にお尋ねをいたしますが、昭和七十年公的年金一元化の内容及スケジュールをどのように考えておられるか、お伺いいたします。

○増岡國務大臣 年金制度につきましては、既に国民年金、厚生年金におきまして基礎年金の導入の改正を行っております。共済年金

それから、国庫負担はどのくらい削減されておるか、前途の見通しについて一九九五年と二〇一〇年と二〇二〇年、この三段階について説明をしていただきたいと思う。

○山内政府委員 お答えを申し上げます。

まず厚生年金の被保険者、加入者と申しますか、これは二千六百三十六万人という数字が五十九年三月末の数字でございまして、全体の公的年金の加入者に占める割合を計算してみますと四五%程度になっております。この厚生年金から老齢年金を受けている人、これは受給権者の数でございしますが、やはり同じ時期の統計で二百七十二万九千人、これを全体の年金を受けている人の割合の中で見ますと二一%程度でございしますが、今先生お話のように厚生年金の加入者に対して老齢年金の受給権者がどのくらいかという点で申しますと、五十九年三月末現在で一〇・四%でございします。積み立てにつきましては現時点で四十兆兆円になつておりますが、これは今後若干ふえてくることとが予想されております。

それから最後に御尋ねの件は、これからの国庫負担額の見通しの点ではないかと思ひますが、これにつきましては今お示しの年数で申しますと、一九九五年、昭和七十年で新しい改正法で四兆一千億程度の国庫負担、二〇一〇年、昭和八十五年が新しい改正法で五兆七千億程度の国庫負担、それから二〇二〇年、昭和九十五年も新しい改正法で約五兆七千億という国庫負担の額を見通しておるところでございします。

○戸田委員 結局適用対象者数は四〇%を超している、それから年金受給者数はおおむね二一%等々になっているわけですね。すなわち成熟度が非常に低いという状況だと思ふのです。それだけに財政が安定している、こういう状況が今の厚生年金の状況じゃないかと思ひます。

しかし、年金額で見ますと、農林年金を除いて最低の給付ですね。これはそうなつていますでしょう。

○山内政府委員 今のお尋ねは、厚生年金の老齢

年金の額がほかの公的年金に比べてという意味での御質問だと思ふのでございしますが、私どもの見方は年々退職する方の加入年数が伸びてきておりますので、現時点で、ある同じ加入年数の方を比べますと、確かに全期間の標準報酬をとるための差はございしますけれども、平均的な年金額としては、四十年代になつてからの改正の結果、かなり大きな額にはなつてきているというふうに理解しているでございします。(戸田委員)いや、年金額、給付額は低いですよ。一番低いでしょう。と呼ぶ失礼しました。成熟度に応じて、給付額に出ていく分が低いからという御質問でございしますように。その点であれば、先ほど申しましたように成熟度と申しますか受給権者の数が一〇%台でございしますので、ほかの制度に比べますと一番低いわけではございしません、かなり低い方のグループにはなつております。

○戸田委員 これは五十七年度の統計でございしますが、国際連合の経済社会理事会資料でありますけれども、これを見ますと厚生年金の適用者数は二千六百万を超えている。公的年金受給者が当時二百四十五万六千人を超えている。それから通算退職年金が六百六十三万三千二百九十九名おります。公的年金の積立金は三十六兆五千六百二十八億七千四百四万等々、群を抜いているわけですね。国民年金は、適用者数ではこれとほぼ同じ数字くらいになつてはいるわけでありまして、結局総体で九〇%を占める、こういうのが今の状況ではないかと思ふのであります。

そういう状況で、サラリーマンの皆さんが努力をして、こういう集団で積立金その他を取り崩してやつてはいるわけではございしますが、それに比して、今回発表がありましたように国庫負担が十年後の一九九五年ですと四兆一千億、約三千億の削減ということになりました。二十五年度の二〇一〇年には一兆八千億円の削減、二〇二〇年、三十五年先には二兆五千億、このくらいの減額が行われるわけでありまして、先般の年金改正というものは

結局国民年金が財政的に枯渇をして厚生年金に寄るかかつて財政調整をやつた、もう一つは国庫負担を大幅に削減をする、どうもこういうねらいのもとにやつたように見えるのであります。大蔵大臣、その辺はどう判断されましよう。

○竹下内閣府大臣 やはり給付と負担を中長期的に見た場合の設計というのを本気で考えなければいかぬ、そういう時期に到達しておるということでございします。私は、今日、将来の一元化を前提に置いた場合は、今の措置というのが妥当ではなからうかというふうに考えます。

○戸田委員 国民年金は御存じのように自営業者と家族従業員で大体やつてはいるわけでありまして、厚生年金などでは主として民間のサラリーマン等々こういった人たちが集団としてやつてはいるわけでありまして、そういったサラリーマンの負担をどうもそこに集中的にかぶせるような改正方向になつてはいるのじゃないかと思ふのです。大臣、もう一度どうでしょう。

○山内政府委員 厚生省の方が適当かもしれませんが、今回の年金の全体の改正といひますものは、御指摘ございましたように一階の部分は基礎年金といふことで全国民共通、二階が各職域といひます。各サラリーマンの報酬比例部分といふことで、国庫負担はこの基礎年金に集中して、これが一番公平なことである。従来、報酬比例部分まで国庫負担がございまして、たくさん受け取る人にとくに国庫負担額が入つてくる、こういう批判もございまして、これは基礎年金に集中する、これが公平である、こういうことで組み立ててあるわけではございします。

○戸田委員 給付の適正化、実際は削減という方式にいつているのですけれども、適正化について若干質問をしてみたいと思ひますが、今全人口に対する六十五歳以上の人口比率はどのようになつておりました。

○山内政府委員 昭和六十一年の数字として一〇・一%という数字が出ております。

○戸田委員 これは国連の社会経済理事会資料で

すが、それによりますると、四十年後の二〇二五年には一六・九%、六十五年後の二〇五〇年は一七・六%。大体どの国でも全人口に占める六十歳以上の割合は一七%前後ですね。確かに今日本の高齢者の急増はありますけれども、終着駅はややそういうところに落ちついている。アメリカにおいても、あるいは西ドイツにおいても、フランスにおいても、イギリスにおいても等々、先進資本主義国の高齢者急増の実態というのは大体そういう状況になつてはいるのです。日本は今大体一〇%です。今先進国は一三ないし一四%。これが六十五年くらいかかつてようやく大体一七%台までいくのです。だから、高齢者に対する対応策は非常に大事でありますけれども、何か言うところの誇大宣伝のような方向ではない。まさに世界全体を見た先進資本主義社会の常識的な範囲でもって進んでいく、こういうことではないかと思ふのです。こういう状況を一体どうお考えでしょう。

○山内政府委員 ただいま先生お話しのように、現時点で比較いたしますと、我が国が一〇・一%程度、諸外国が十数%ということではございしますが、私も昭和五十六年の将来の人口推計をもとに将来を見通してはいるわけではございしますが、それによりますと、実は一七%台に到達しますのが昭和八十年、約二十年先と見込まれております。今申しました人口推計ではやはり昭和九十年代あるいは昭和百年代になりますと二一・何%という数字まで、総人口に対する六十五歳以上人口の割合が急激に上がつてくるという見通しを持つてはいるわけではございします。私も年金の将来見通しにつきましてもこういう将来人口推計を踏まえて対処してきていることを御理解いただきたいと思ひます。

○戸田委員 厚生大臣はどうお考えですか。

○増岡内閣府大臣 日本の場合には人口の高齢化というものが諸外国に比べて非常に速いスピードで行われておるわけではございします。

別な数字で恐縮でありますけれども、七%から

一四%に達するまで一番速いアメリカでも八十年でありまして、日本はそれを三十年くらいで達成するということでございますので、やはり早急に高齢化社会対策というものは考えておかねばならぬというふうに思っております。

○戸田委員 何か文教の方へ厚生大臣出席なさるそうですか、大臣、ありがとうございます。

給付の適正化ということについて若干お尋ねをしてみたいのですが、厚生年金について、現行法では四十年加入者が年金受給者になった場合には平均標準報酬月額二十五万四千円、これはポナスを除いてですけれども、年金月額が二十一万一千円、平均標準報酬の約八三%になる。これでは将来、国庫負担も過重となりまして保険料負担も過重となるというようなことを理由に、現行水準を維持しますということと今回給付削減をやっている。現在、新規に老齢年金受給者となる加入年数はおおむね平均三十二年です。平均標準報酬月額が二十五万四千円、これは仮定でありまして、年金月額は十七万三千円、六八%に抑えよう。すなわち、将来四十年加入者の年金受給者は現在の三十二年加入者の水準にとどめるのだというのが今回の改正の趣旨になっていると思うのでありますが、大蔵大臣、これはどうでしょう。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
先生のたゞいまお話のあったとおりでございます。先生のお話のありましたとおり、現在、大体平均的には三十二年加入でございますけれども、将来的には四十年加入が一般的になるという考え方で、その際に現行の給付水準を維持するという考え方で今回の給付水準の適正化を考えておるわけでございます。

○戸田委員 それで、報酬比例部分を新厚生年金として現行乗率一%を〇・七五に削減、定額部分と妻の加給年金を新国民年金の基礎年金に組み入れる、こういう措置で今回改正案を実行しているわけですね。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
先生のお話のありましたとおり、現在、大体平均的には三十二年加入でございますけれども、将来的には四十年加入が一般的になるという考え方で、その際に現行の給付水準を維持するという考え方で今回の給付水準の適正化を考えておるわけでございます。

○戸田委員 結局結論ありきで、最初に三十二年、そして十七万三千円、六八%、こういう絵をかくて、それに積算を寄せてきた、こういう結果になるでしょう。だから、五十九年実勢価格でやりました、これは言っても、終着駅に合わせるために全部数字合わせをやってきた、こういうのが実態じゃないでしょうか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
将来の給付水準の設定をするに当たりましては、もちろん現役の勤労者の方々のバランスを考えなければならぬということ、現行の給付水準を維持するというところで設定したわけでございますが、その際には五十九年度価格でもって私どもモデル計算をいたしまして、現行の給付水準を維持するというところで計算をいたしたわけでございます。

○戸田委員 結局、今後五十年なら五十年の中で、賃金の上昇率とかあるいは物価の動向とか経済の動向とか、こういうものは十分加味されていかなければいけないと思えます。しかし、それが勘案されているのは一つだけですね、物価スライド。それで、その補てん策でもって十分均衡のとれた年金の伸長ということになりましかね。その辺はどうですか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
先ほど先生からもお話ありましたとおり、将来の年金の給付水準につきましては五十九年度価格でモデル計算をいたしたわけでございますけれども、今後の給付水準につきましては、先生御案内のように五年ごとに財政再計算といものが行われます。その際に生活水準の変動その他の諸事情を総合的に勘案いたしまして給付水準の見直しを行っていく、そしてそれ以外の年におきましては物価の変動を取り入れてスライドを行っていく、という考え方をとっておるわけでございます。

○戸田委員 もう一つ、国民年金の適正化の方からちょっと眺めてみたいのですけれども、現行の給付計算方式は年金単価掛ける保険納付済み期間年数、こういうことですね。それで老齢年金月額、

こうなるわけですね。そうすると、現行は単価千六百八十円掛けるスライド係数、こういうことですね。現行の物価水準でいくと、政府の発表でも大体二千円に相当する、こう言われている。ところが、実際は改正案でその年金単価を千二百五十円に引き下げて、そして全体基礎年金を三万円減の五万円にしている、こういうことですね。これをずっと夫婦で収入その他でもって積算をしますと大体六万円の減収、それが削減されるようになっているのですね。そして五万円。だからこれは非常に実勢を無視した一つの基礎算定ではないかというふうに考えるのですが、これはどうですか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
基礎年金の額についてのお尋ねでございますけれども、基礎年金の額、水準につきましては、先生御指摘のとおり五万円ということと設定したわけでございますが、この考え方といたしましては、私ども高齢者の方々の消費生活実態等を勘案いたしまして、老後生活の基礎的部分を保障するという考え方に立ちまして五万円、御夫婦の方にとつては十万円でございますけれども、その水準を設定したわけでございます。

○戸田委員 大臣、今のお話のとおりなのですけれども、大分実勢よりは低目に抑えて基礎年金五万円というものを算定をしている、こういうふうな考えなのですが、大臣の見解はどうでございますか。

〔越智委員長退席、堀之内委員長代理着席〕
○竹下國務大臣 この問題について、各党からの御意見等においてはこれは五万円じや安過ぎるのじやないか、具体的に五万五千円がいいじやないか、こんな御議論があることも十分承知しておりますが、今厚生省からもお答えがありましたように、あの時点でいろいろ議論した結果、いわばまさに基礎的部分ということになるとこれが適当であるという判断に立ったわけでございます。

○戸田委員 次に、基礎年金の問題点、幾つかあるわけですが、若干質問してまいりたいと思っております。

国民年金保険料未納者約一七%。滞納者の解決策がやや不備だと私は思うのですが、資格期間が二十年が二十五年に延びた。そういうことによつて低所得層あるいは経済的に恵まれない方々が無年金者に結びついていかないかどうかというような心配があるわけですが、これらの対策は十分でしようか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
無年金者対策についてのお尋ねでございますけれども、無年金者の方々が発生するということは、この国民皆年金の体制の中でまことに問題であるという問題意識は私も持っているわけであります。いろいろな御事情、所得が低いあるいは所得がないという状況で年金の保険料の負担ができないという方々に対して、私ども、先生御案内のように免除の制度を設けてまして、免除の制度により年金保障に結びつけるというような対応を講じているわけでございます。

○戸田委員 結局私たち心配するのは、後からまた婦人年金で触れますけれども、やはり今の制度上ではそういう無年金者が出る、どうもそういう要素を多分に包蔵していると思うのです。ですから、全国民を対象とした個人単位の基本年金、そういうものを設定をして、雇用と結合させるといふようなものを土台として決着をさせませんか、私は、こういう心配がいつまでも出てくるのではないかと、こういうふうに考えるのですが、その見解はどうですか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
無年金者対策に関連してお尋ねでございますけれども、今回の基礎年金につきましては、社会保険方式、これは従来から我が国の各種の年金制度が維持してきた方式でございますけれども、今後国民に共通した基礎年金を導入するに当たっても、やはり我が国に定着している社会保険制度に従うのが一番妥当ではないかということで社会保

険方式をとったわけでございます。

社会保険方式をとる限り、先生御案内のように、提出が、その年金を受けられるかどうか、あるいは年金額の計算にリンクしていくという格好になるわけでございませうけれども、その場合には確かに先生からお話がありましたように無年金者という心配があるわけでございまして、その際には、先ほども申し上げましたように、私どもも保険料の免除制度の活用などによりまして対応いたしまして、年金保障に欠くところのないようにということで対応いたしているわけでございます。

○戸田委員 課長、制度の説明としてはそういうことになるだろうと私は思うのですが、政治的にもう少し判断をして総体的に、やはり経済的に恵まれないそういったいろいろな方がいっぱいいるわけですから、こういうものを一体どう底上げして一人も落ちこぼれないようにしていくかというところが私は大事だと思うのです。そういう意味合いで、必ずしも正確でかつ完全なものではない。今後さらにその点は検討していただきたい。それから次に、基礎的年金は私は定額にすべきだと思いますが、これは大蔵大臣どうでしょう。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
基礎年金についてのお尋ねでございますけれども、基礎年金につきましては先ほど先生からもお話がありましたように月額五万円、夫婦で十万円という定額になっているわけでございます。これも先ほど先生からお話ありましたように、あるいは実際に保険料を支払われた期間が短い際にはその五万円が減額になるケースもございますけれども、しかし原則として国民的なことについても一人につき五万円、そして御夫婦で十万円、こういう水準に相なっているわけでございます。

○戸田委員 建前はそういうことでしょうけれども、加入期間によって計算されていくわけですから、給付において差が出てきましよう。出ません。結局、この基礎的年金というのは高齢者に対する最低生活の保障ですか。だから、そういうものが加入計算によって給付に格差が出てくる

というようなことがあつては一定の保障にならぬじゃないか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
先生御指摘ありましたように、確かに基礎年金につきましては、先ほども申し上げましたように社会保険方式をとっておるということで、過去にどのくらい保険料を提出されたかということが年金に結びつく、そして年金額の計算に当たりましても反映されてくるという仕組みになっておるわけでございます。

しかし、私ども今回の改正法におきましては、例えば過去において国民年金に任意加入をされなかったサラリーマンの奥様たちにつきましては非常に期間が短いということで、年金額が低くなるという点に着目いたしまして、その点については経過的な加算措置をとる等の措置を講じましてできる限り年金保障に支障のないような措置も講じているところでございまして、御理解いただきたいと存じます。

○戸田委員 大臣が都合で帰られましたから説明だけは聞いておきましょう。
それからもう一つは、単身者、これは四十年加入で五万円ですね。今回の改正によっておおよそ四八%年金額が低くなります。結局生活保護対象者よりも低いということになってくるのです。今生活保護者の老人単身世帯一級地は六万二千円です。老齢加算、住宅扶助、これを含めると一十一万七千二百円。これよりはるかに低くなっている。例えば厚生年金、共済年金の定額部分、これは基礎年金に移行するわけでありますけれども、それが四八%低くなっている。現行定額部分でいくと二千四百円掛ける四百八十カ月割る十二で二万九千六百元。これが改正でいきますと基礎年金が一千二百五十円掛ける四百八十カ月割る十二で二万六千二百五十円。これだけ安くなるわけですね。四万六千円見当安くして四八%ダウンをさせて生活保護対象者より低い、こういうことになっていきます。これは何とか検討しなければいけないんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
基礎年金の水準についてのお尋ねでございますけれども、基礎年金の水準を考える際に当たりましては、保険料の負担面の方もあわせて考えていかなければならない、これは当然のことでございますけれども、そういうことでございまして現在五万円の水準、これは先ほど申し上げましたように老後生活の基礎的な部分を保障するということで私どもも考えておるわけでございます。この五万円の水準を維持するに当たりまして、将来成熟度合いがピークに達したときには、これは五十九年度価格でございますけれども、月につき一万三千円の保険料負担を将来の現役の被保険者の方にしていただかなければならないというところがございまして、やはり将来の実際に保険料を提出して老齢世代を支えていただく方たちの負担能力の限界等々考え合わせますと、私ども、この五万円の額につきましては、これをさらに引き上げることはなかなか難しいというように考えてござい

ます。
○戸田委員 私は、この点について三要素を望しておきたいと思うのです。
その一点は、まず何といたしても生活保護を下回らない、こういうことで確保してもらいたい。それから単身者には加給年金、これを設立してもらいたい。それから自営業者と現行任意加入の被扶養配偶者、これには基本年金の上に地域年金等を加味して、そういう制度で今後検討していただきたい。三要素を望しておきます。
時間がなくなってきましたから、次に、本則の六十五歳支給開始年齢、これはいつから実行しましょう。

(堀之内委員長代理退席、熊川委員長代理着席)
○谷口説明員 お答え申し上げます。
年金の支給開始年齢についてのお尋ねでございます。今回の法改正におきましては、御案内のように老齢基礎年金につきましては六十五歳からの支給

にいたしましたわけでございますが、厚生年金の特別支給年金である老齢厚生年金につきましては現行どおり六十歳からの支給にいたしましたわけでございます。

今後の高齢化の進捗等を考えますと、やはり支給開始年齢の引き上げの問題、これは避けて通れない問題だと私も存じております。しかし、その際には、高齢者雇用の状況あるいは社会、経済情勢等々を総合的に勘案して検討いたさねばならない、かように存じております。

○戸田委員 厚生年金、共済年金の基礎年金部分は六十歳から特別支給される、こういうことになつてはおります。しかし、支給開始年齢が六十五歳になった場合、定年が六十だということになると雇用と年金が運動しないのです。私はそれは運動させるべきだ、こう考えるわけです。

それから、夫が六十歳で定年でやめた。そうすると、妻は基礎年金の六十五歳、こういうことになると、夫は当面六十歳で、妻は六十五歳までもらえないのです。これも少し不平等じゃないかという気がいたします。

○谷口説明員 お答え申し上げます。
二点お尋ねがあつたように存じます。一点目につきましては、年金の支給開始と雇用との関係でございます。この点につきましては、先ほども申し上げましたように、支給開始年齢については私どものこの改正法案を審議していただきました関係審議会におきましてもいろいろな御議論があつたわけでございまして、現在の雇用の情勢を勘案いたしますと、今の六十歳という支給開始年齢をさらに引き上げることは時期尚早であるという御意見がございまして、先ほども申し上げましたように、六十歳から老齢厚生年金を支給するという仕組みを維持したものでございます。

それから二点目は、老齢基礎年金の支給開始年齢についてのお尋ねでございますけれども、御案内のように老齢基礎年金は全国民共通の仕組みということにいたしまして、全国民一人一人がこの老齢基礎年金を受けられるということで、私

どもとしましては例外なく六十五歳、これは一般的に就労活動から引退する年齢と考えられる年齢でありますので、六十五歳からの支給ということと給付面における公平性をその点で確保いたそうという考え方で設定いたしましたものでございます。

○戸田委員 次に、婦人年金権について。

表面は、年金権をつくったことは私も大歓迎ですよ。しかし、その中身にはまだまだ夫唱婦隨というか夫に従属するような一つの内容ではないかというふうな気がいたします。すなわち現行法では任意加入の婦人が自分で保険料を納付、年金権の形成を確認できる。これは今できます。しかし、今度改正になりますと、夫の厚生年金なり被用者年金保険と合わせて徴収することになりますね。そういうことになりましたと厚生年金から国民年金に拠出して、そして夫が果たして保険料を納めたかどうか、確認の方法がないのじゃないでしょうか。こういう不備がありませんか。

それから、二十歳から六十歳までの間、昭和十六年四月二日以降生まれ、ですから、昭和六十一年四月現在で四十五歳未満、この人は四十年九々保険料を納付していなければ六十五歳から月五万円、年金を支給されない、こういうことですね。国民年金への加入年数四十年にならなければ、その分一年につき千二百五十円削られる。例えば二十五歳加入者は五万円マイナス一万八千七百五十円、結果的に三万一千二百五十円の年金しか支給できない、こういうことになる。ただし、昭和十六年四月一日以前生まれの人には生年月日に応じて三十九年から二十五歳までの間短縮の経過措置がやられている。昭和三十六年四月の国民年金実施当時から加入六十歳になるまで全期間保険料を納入しなければ五万円年金は入らない。保険料納付年数が生年月日に応ずる所定年数より短ければ、不足一年につき千二百八十円ないし二千円が削られる。そして、昭和二年四月一日生まれの人で、国民年金実施の年ですが三十六年四月一日に三十五歳で加入、六十一年三月まで二十五年間保険料の納入者が、六十六年四月、六十五歳で辛うじて

五万円支給される。二十五年未満の人は、加入しても五万円の年金は入らない、こういうことになる。

法体系をずっと拾い上げてまいりますとこういう結果になるのです。そして最初に言ったような確認ができない、こういう婦人年金じゃないでしょうか。だから、ともすると今までの宣伝でオールマイティー、加入すれば全部五万円基礎年金はもらえるのだ、こういう印象を持っておったけれども、中身は大方違う。どうですか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

まず最初に基礎年金の拠出金の仕組みについてのお尋ねでございますが、先生お話がありましたようにサラリーマンの被扶養配偶者、専業主婦の方たちということになりましたが、そういう方たちの保険料につきましては、個別に保険料を負担していただく納付ではなくて、その分もまとめて、例えば厚生年金の場合でしたら厚生年金が拠出金という形で拠出をしていくという格好になるわけでございます。それぞれサラリーマンの被扶養配偶者の方たちも今回国民年金の強制被保険者ということにいたしました。そして将来的にはその奥様の名義の老齢基礎年金が受けられるような形にするということが今回の法改正、婦人の年金権の確立ということが大きな目玉であったわけでございますけれども、その際、夫の保険料がどういふふうにかきまわっているか確認できないというお話でございましたけれども、それにつきましては、旦那さんの保険料として厚生年金のほかに加入者の方々全体で、頭割りで公平にこの基礎年金の給付に要する費用を負担するという格好になっております。

それから二点目につきまして、今回の基礎年金導入に際しましての経過措置につきましていろいろお話がございました。この基本的な考え方というしましては、今年度明年の四月から基礎年金を導入するわけでございますから、年齢によっては本則でありますところの二十歳から六十歳までの四

十年間加入できないという方たちもいらっしゃるわけでございますので、そういう方たちにつきましては、六十歳に達するまでいわば目いっぱい加入していただいた場合には五万円の年金を差し上げようという基本的な考え方に立ちまして、制度をそういうふうな仕組んでおるわけでございまして、そこら辺が経過措置の基本的なところでございます。

○戸田委員 今大臣がいませんから政治的な問題、政策的な問題はやめますが、トランプ発生、いろいろと離婚率が多い、そういう状況にあるわけですね。だから少なくとも夫婦間でそういう事態の際にトランプ発生がないような防止策を配慮して、一応検討していただきたいと思います。

私はいまだ十分だと思ふ。それで、婦人年金の確立に対する私の考えを申し上げて、ひとつ検討していただきたいと思います。

年間九十万円超の収入のある妻のパート等の期間は国民年金保険料納入者となりますが、この期間の負担が、九十万円を超える妻については十五万六千円納入、年収八十九万円はゼロ。若干不均衡じゃないかと思うんですが、この解消策をどうももらいたい。

それから未婚、離婚の女性、夫が被用者年金未加入の妻は国民年金保険料一万三千円、これを長期に納入していかなければいけないのです。別れた、あるいは未婚だ、そういうことで非常に経済力の弱い人ですね。こういう状況がありますから何らかの経過措置を設ける必要があるのじゃないか。これを検討していただきたい。

次に大蔵大臣にちよっと伺いたいと思います。懲戒処分支給制限があるわけでありましたが、職域年金部分、千分の一・五が処分で支給停止、これはまさに年金が労務管理に使用される極めて理解のできない中身ではないか、こう考えるわけでありませんが、いかがでしょうか。

○竹下國務大臣 やはりその勤務の持つ特殊性というのを考えますと、これは労務管理という問題とは必ずしも同一の次元で考えるべき問題ではないではないか、こういうふうには私は理解しております。

○戸田委員 この処分者は全部保険料を納めているのです。労使折半ですけれども納めている。そして一たんそういう、例えば停職であるとか減俸であるとか等々の処分を受けると、職場では既に処分済みなんです。そしてなおかつ年金にも処分ということになると、これは二重処分ですね。この間人事院総裁が言っておりましたけれども、禁錮刑とか何かの罰を受けた者については一定の罰はやつておりますよ、こう言っております。しかし、それは初犯の場合であつて社会的に制裁を加えられておる。一回ですね。ところが、これは二重処分になっているのです。これは私は極めて不合理ではないだろうかという気がいたしますが、どうでしょうか。

○門田政府委員 この問題は、公務員の身分上の問題、勤務の特殊性ということにかんがみましてこの職域年金部分を設けた、こういう大きな趣旨が一つございまして、そういうことから考えまして、公務の能率の運営に資するというような目的と相入れない法令違反行為というふうなものがあった場合には、その部分についてはそういう制限を受けるという仕組みになっておるわけでございまして。従来は、給付年金額全体についてそういう制約があった。しかし、今回は考え方をすっきりしたわけでございまして、そういう特殊性のある部分だけに限ってそういう制限をするという考え方をとつておるわけでございます。

○戸田委員 どうも納得できないのです。今後私も法的にいろいろ検討いたしますが、少し検討していただきたいと思うのです。大臣、これはお願いをしておきます。

報酬比例年金について若干質問いたします。

これは厚生年金にも共通であると思うのですが、今回、年金額が単身者で三六・六%、夫婦世帯で一四・五%切り下げられます。それから退職時賃金三十二万三千円、全期間平均月収は二十五万九千円、加算期間四十年、この場合ですと現行法で二十二万六千四百円、改正法で十九万三千二百四十円。ざっと三万二千八百六十円ダウンということになる。

厚生年金との比較でいきますと、これはさらに切り下げ幅が大きいです。厚生年金モデル標準報酬月額二十五万四千円、四十年加入、この場合ですと、現行法十八万五千六百円定額。それからAで二十万六千四百円、これは加給年金、配偶者一万五千円プラス、こういうことになります。

これでまいりますと、単身者の場合で共済年金六三・三五%、厚生年金六八%、格差四・六五%を生じます。夫婦世帯で八五・四七%、厚生年金八七・八四%、一・三七%差が出てまいる、こういう状況になるのです。単身者、夫婦世帯ともにこのくらいダウンする。これをどう考えますか。

○門田政府委員 ただいまお話がございました。いろいろ数値でございしますが、先生の言われました前提で計算された場合そういう数値が出てまいると思ひます。

私どもが現在の実際の退職者の状況に着目いたしまして計算してみますと、標準的には現在三十五年勤務というときに受け取るような額を大体四十年勤務して受け取る、こういう推移になるわけでございます。完成時夫婦二人で最終的には一割程度水準が下がるかな、こういうふうに思っております。

単身者につきましてそのところがきつというお話がございましたが、これはそういう傾向がございします。これは、結局は基礎年金のところ、

現在の年金は世帯年金として年金額を給付しておりますが、今回の改正は、基礎年金の年金部分は個人個人の年金という設計になっておりますので、そこそこところがきつて出てくる傾向はどうしてもある、こういうふうに出てくる傾向はあります。

○戸田委員 そこで大蔵大臣、これはぜひ検討していただきたいと思うのですが、一階に全国民対象の基礎年金を置いて二階に職域に属した被用者年金を積み上げる、二階建て年金で将来何とかこの制度そのものを確立したらどうかという考えを持っているわけですか。

もう一つは職域加算です。これは報酬比例部分の二〇%ということなのですが、基礎年金と報酬比例部分の合計の二〇%にすべきじゃないかという気がいたしますが、この辺の見解。

それから、算定基礎は本俸を基本に諸手当を一本化した手当率いわゆる補正率、これを乗じて算定基礎に組むべきではないか、こういう考えを持っているのですが、この三点についていかがでしょう。

○門田政府委員 最初にお尋ねのございました職域年金の方の話でございますが、私ども、これは国家公務員法あるいは共済組合法に基づきまして当然設定しなければならぬということで組み立ててあるわけでございしますが、問題のその水準でございます。

これにつきましては、民間におきまします企業年金等々の実態も調査いたしました。これは非常にさまざまございまして、必ずしもそこから一義的なものが出てこない。結局公務員制度等の一環として設けるという趣旨に立ち戻りまして、そうなりますとやはり年金受給者と費用負担者とのバランス、OBと現役の負担のバランス、特にこれからの若い世代の負担の限界とどうして見ますと、おのずからそこに限界があるとしても見ざるを得ない、こういうことでございまして、現在のような全体につきまして八%強というような水準の設定をいたしましたわけでございします。

もう一点お尋ねのございました算定基礎として

標準報酬をとるのがいいのか、それとも本俸プラス諸手当掛ける補正率というような考えがいいのか、あるいは従来のような本俸がいいのか、こういう議論でございますが、これにつきまして、国家公務員共済としましてはできるだけ厚生年金に合わせたい、整合性を持たせたいという点と、共済組合として電信電話あるいはたばこ産業等々といったものも含んでおるといようなこと、いろいろな点を考えまして、将来の方向も考えますと標準報酬が適当ではないかということ、そういう設計をいたしましたわけでございします。

○戸田委員 大蔵大臣、見解はどうでしょう。

○竹下国務大臣 今標準報酬方式というものが、これは地方公務員の場合とは違っておりますが、厚生年金を基礎に置き、そして既に民営化された電電、専売というものを基礎に置くと、国家公務員等共済組合は今お願いしておりますが、妥当ではないかという感じがいたしております。諸手当をいろいろな見方で、地方公務員の場合は非常にばらばらでございしますのを調整して何か一定の基準を設けるといふのも大変に難しい作業じゃないかな、こんな印象を私自身は持っております。

○門田政府委員 したがって、現段階において御議論いただくとすれば、今提案し御審議を賜っておりますのが最も適切なものじゃないか、私どもとしてはこういう考えで御審議をお願いしております。

○戸田委員 次に、N.T.T.、たばこ関係について一点だけお願いをしておきたいのです。

これは民営企業になったわけでありまして、公務員の特権性は全くなくなったと思うのです。だから、この面に対しての自由設計、こういう道を開いてはどうかという考えを持つのですが、これは大臣、見解はどうでしょう。

○竹下国務大臣 これは原案作成に至りますまでの間に、今回というよりもむしろ統合法案の際にいろいろ議論をしてきたところでございします。公的年金部分のほかに職域年金相当部分を含む統一的かつ各組合共通の年金制度ということで

設計したわけでございします。これはやはり同一の法律の適用を受けておる。いろいろな経過を経ながら同一の法律の適用を受けるということにしたいわけですから、やはり職域部分をつけないというわけにはまいらない。

ただ、共済年金のほかに、その上に乗りますという自給年金でございしますとかまた税制適格年金というふうなものをつくるということは、これはもとより法律上は可能なことであるというふうな私どもは考えております。

○戸田委員 これは私は、五十八年にも本会議の代表討論でそういうふうに提言をいたしておるわけでありまして、あの当時も単なる国鉄の財政調整、こういうことで終わっているわけですね。ですから、本来そういう一つの制度統合をやっていくためには、今後七十年に向けてどうしても統一、一元化というのは避けられない課題だ、このように私は考えておるわけですね。その場合、制度として、負担、給付、積立金の共同管理等々、こういうものの統合化の促進をやっていくべきじゃないかという気がするのでありますが、この辺の見解はどうでしょう。

○竹下国務大臣 七十年という一つの目標があるわけでございますが、その際財布を一つにし、私は方向としてはそういう方向を模索すべきものであるというふうに思っております。ただ、何分生い立ちが違いますので、はてさて、さればどういふことをすれば完全に一つの財布になるのかな、こういうことになりまして、これからそれぞれの立場から検討を重ねていかなければならぬ問題だ。方向として、おっしゃっていることは私も十分問題意識としては持っております。

○戸田委員 これは、あるサラリーマンの経済通信で載せておいた記事であります。それを参考にしたしまして、今回の改正によって組合員の負担、それから給付、この減少、いかにそういう状態があるかというところを端的に言っているようにありますから利用させてもらいたいと思ひます。

現在、保険料は月給の五・三％、女子の場合は四・六五％。改正後になりますと、これは六・二％になります。サラリーマンの標準報酬月額が二十五万四千円という仮定を持ってまいりますと、今二十歳の方が六十歳まで四十年間、保険料を一体どのくらい掛けるのか。単純計算ですけれども、七百五十五万九千四百円になる。こういうわけです。金利を七％として複利計算でまいりますと、六十歳定年時で平均四千三十六万七千円となります。それに事業主負担が加わりますから、六十歳の平均で総計八千七十三万四千円、このくらいの保険料を総体で納めることになる。

ところが給付額にいきますと、改正後で、老齢厚生年金である報酬比例部分、老齢基礎年金である定額部分は、老齢厚生年金部分でもって九十一万四千四百円、基礎年金定額部分で六十万円、合計百五十一万四千四百円、これが年金額ですね。この額を定年から七十四歳まで、これは男子の場合の平均寿命ですが、これで十五年間支給ということになりますと、二千二百七十一万六千円、分割払い評価額は千四百七十五万八千円、保険料と給付額をずっと追っていってみるとこのくらいの違いがある、こう言うのです。もちろん一介の労働者の今の生涯賃金の平均はおおむね一億五千万見当でしょう、いろいろ含めまして。だから、今回の改正の結果こういう状態が出てくるということなんです。これについて大臣、見解はどうでしょう。

〔熊川委員長代理退席、堀之内委員長代理着席〕

○谷口説明員 お答え申し上げます。

今いろいろ数値を挙げての御質問でございましたけれども、先生御案内のように、年金制度は世代と世代の助け合いと申しますか、世代間扶養、社会連帯の仕組みでございます。先生のお話にありました数値につきましては個人貯蓄的な観点からは私ども理解できるわけでございますが、基本的には現役の勤労者の方がそのとき引退した方々を支えるという年金制度の仕組みにあります。

では、私も結局のところ、現在もそして将来も世代と世代の助け合いというこの年金制度の仕組みにのっとった場合には、お話のありました点につきましては年金は世代間の助け合いということ御理解をいただきたいというように存じます。

○戸田委員 今の話を聞いて、大臣の感想を伺って、時間ですから終わりたいと思います。

○竹下國務大臣 これは少し粗っぽい議論でございますが、ヨーロッパの諸君とよく話をしますと、国民負担率が五五％にもなった、そうしてそれを年金とかそういうもので計算してみるといかに損したような気がする、したがって元を取らなければ損だというので、できるだけ元を稼ぐ方向に指向したところはいわゆる勤労意欲が下がっていったという評価をする人もございます。

それで、共済制度そのものは、要するに世代間のまきと共済でございますから、そういう面が出てくるというのは社会保険方式ということが十分理解されたならば納得をしていただける問題じゃないかな、こういう感じを私も深くしております。

例えば個人的に考えても、いわゆる我々の互助年金でも戸田さんや僕は恐らく元が取れぬような設計になっておられるわけですから、それがまさに共済じゃないかな。本当に雑な所感を申し述べましたが、そんな感じでございます。

○戸田委員 ありがとうございます。終わります。

〔堀之内委員長代理退席、委員長着席〕

○越智委員長 正森成二君。

○正森委員 前回私が年金の収支試算について質問をいたしましたところ、答弁がやや食い違っているか、納得がまいりませんで留保させていただきましたが、その点について答弁の整理ができましたら大蔵省の方からでも御答弁をお願い申し上げます。

○門田政府委員 前回の御質問ございました趣旨を整理してみますと、収支見通しの試算に当たっては、厚生年金と国共済とで食い違いがあるのでは

ないかという点、それからその場合、国共済の方では物価上昇率はどう見込んでいるのかという点、さらに実質利回りはどうか、こういうことであつたと思いますので、その点につきましてお答え申し上げます。

第一点でございますが、年金水準は、厚生年金の場合長期的に見ますと賃金の上昇率に応じて改定されると仮定しております。この点につきましては国共済もそれに準じております。ただ、実際の収支試算を行う場合に、厚生年金では年金水準の改定は五年ごとであり、その間は物価上昇率による年金改定を行うものとしておりますが、国共済では毎年年金水準の改定を行うものとして計算しておりますために、御指摘のように若干の差を生ずることになります。これによります保険料への影響は、ごく粗いモデルでおおむね四％程度と考えられます。

収支試算における年金改定の扱いが今回このように厚生年金と異なつた理由でございますが、国共済の場合には限られた期日で改正案による収支見通しを作成する必要がありますが、財政計算のプログラムといたしましてはかなりの膨大、複雑でございます。新たに作成することは時間的にも困難であつたということで、現行のシステムが国共済の方はそういうふうになっておりますので、それをベースとして改正案に組みかえるという簡便法をとつたためでございます。改正法が成立いたしましたら具体的に保険料率を設定する際には、プログラムを再修正しまして、厚生年金と同一の前提に立つた計算を行うこととしております。

それから第二点でございますが、収支計算上、毎年の年金水準の改定率は賃金上昇率と同率の五％を用いてございまして、さきの大蔵委員会におきまして物価上昇率は何％かという御質問がありまして、五％とお答えいたしました。これは、今回の改正案では政策的な年金水準改定を別として年金改定率は物価上昇率を用いるということになっておりますから、年金改定率である五％でもってお答えをいたしましたわけでございます。

す。今後物価上昇率を入れた試算を行う場合には、先ほど申し上げましたようにプログラムの改正を行って、厚生年金と同様三％を用いたい、こう思っております。

それから第三点でございますが、実質利率という場合に、一般的には名目利率と物価上昇率の関係でございますが、年金財政上は、社会保障制度審議会の年金数理部会なんかの報告にもございまして、年金水準の改定率との関係で考えていくことが適当であるということになっております。この場合、実質利率と言わないで、実利率というように用語を使つたりするわけでございます。

長期的に見ますと、収支計算上、国共済も厚生年金も年金水準は賃金上昇率である五％で改定されておられ、また運用利回りはともに年七％ということに仮定しておりますので、年金財政を考えた場合の実質利率といたしましては一・九％ということになり、厚生年金の場合とおおむね同一である、こういうふうになっております。

○正森委員 今、大蔵省から一応の答弁があつたわけでありまして、それを聞いておりますと、結局共済年金の方は、時間的な十分な余裕がなかったで今までのプログラムを利用する関係上簡便な手法をとつたということで、実質上一段階省略されていると思うのです。物価上昇に基づいて変えて、それを政策改定で五年なら五年ごとに変えるというのを、一年の間に全部やってしまつたということをやりましたために、私の質問で食い違いを生じたということをお認めになつたと思ひます。

しかしそういうような計算をされますと、今の答弁でも明らかのように、大体四％ほどの差が出てくる。これは保険料率が将来千分の二百九十六になるわけですから、それで四％と見てみますと、ほぼ千分の十一余り、つまり一％の差が出てくることになるわけ、これはやはり非常に大きなことであるというように思われますが、これは今の答弁によりますと暫定的なものであつて、法案が成立すれば物価上昇率三％ということで計算をし

直すということだから、そういう誤差はあらわれ
ないというように考えてもいいんですか。

○門田政府委員 改正法が成立いたしました後
は、プログラムを修正して厚生年金と同様の計算
をし直すということでございますので、その場合
は誤差はあらわれません。

○正森委員 大蔵大臣に念のために伺いたいと思
います。

先ほどの収支試算によりますと、共済では年金
水準の改定率は、賃金上昇率と同率の五%を用い
ているわけですね。このことは結局、今後も賃金
上昇率によって年金水準を改定していくというこ
とを予想されているのでしょうか、伺いたいと思
います。

○竹下國務大臣 私もこの間の問答を聞いており
まして、後から部内で協議しました。それで従来
はこの五%というのは、人事院勧告が五%以上の
ときにしなければいかぬとか、確かにそういうい
ろんな基礎がございました。それでもって設計し
ておったことは事実である。それで消費者物価の
上昇率ということになれば「展望と指針」からす
れば、やはり○・○三を用いるのが常識でござい
ます。したがって、その限りにおいて私どもの判
断としては、共済の方が今の法律に照らしてみれ
ばこれから厚年並みにしよう、厚年並みにしよう
というのですから、そういう形でこの作業を進め
るべきでもあったな、こういう反省もいたしまし
た。が、やはり時期的な問題もあつたでございま
しょうが、後からこれはきちんとしたものがやれ
るということになれば、今の場合、この計算で大
きな乖離は生じないではないか、こういう考え方
に立つて正直にお話ししようじゃないか、こうい
うことで今門田審議官からお話ししたわけであ
ります。

る賃金水準の動向等総合的に勘案して政策改定と
申しますか、これをやっていくという考え方に
統一をしたということでありませう。

○正森委員 非常に微妙な答弁ですが、そうする
と必ずしも賃金上昇率によって改定するんじやな
しに、賃金上昇等はやはり法案の第一条の二のよ
うに勘案ということだけでございませう。そうす
ると、初めの収支見積もりとはやはり違うわけですね。

○竹下國務大臣 五%を前提にしておりますが、
例えば来年のいろいろなことを考えましても、
五・七四ということになりますと、あの諸手当の
部分を引きますと五・一になりますか二になりま
すか、そういうようなことにもなるわけでありま
すから、やはりこの点は、法案の趣旨からいへば
今正森さんがまさに御指摘なさつたように総合勘
案して、こういうことで御理解をいただきたいと
思います。

○正森委員 門田審議官に念のために聞いておき
たいのですが、あなた、真利率という言葉を使わ
れましたね。それで、念のために年金数理部会
の五十九年四月二十三日の報告書を見ましたけれ
ども、ここでは真利率というのを多義的に使ってい
るようです。

例えば十五ページに用語の説明がございませう。
その「真利率」のところを見ますと、「保険料を算
定する場合、将来にわたる給付費とか掛金収入を
一時点の値に換算するため使用する利率を予定利
率」と言い、長期的な運用利回りの水準等を考慮し
て定められねばならない。ベース・アップや年金
スライドが制度に織り込まれている公的年金の財
政を考える場合は、物価あるいは賃金の上昇率を
割り引いた実質利回りを意味し、この実質利回り
を真利率と言ふ。」こうなつています。

そして百十五ページに、「真利率の推移」という
表が載つておりますが、それを見ましても、「運用
利回り等の賃金上昇率に対する真利率」あるいは
「運用利回り等の消費者物価上昇率に対する真利
率」というように併用して使われていて、何か真
利率と言へば常に賃金上昇率に対する実質的な

割合を真利率と言ふというようには一元的には
言っていないんです。だから真利率と言葉を変
えになつたら、それで真利率とは必ず運用利回り
と賃金上昇率との実質的な比較をいうものである
とは、一元的にこの報告書では言っていないよう
に思ふんですね。ですから、我々は真利率という
言葉を使つておりますという一言で、真利率とい
う言葉を使つても実質金利という言葉を使つても
いいのですけれども、年金積立金がどういうよう
に実質的に価値がふえるかということを考える場
合には、やはり真利率とか実質金利とかいう言葉
に惑わされるのじやなしに、運用利回りが消費者
物価上昇なら消費者物価上昇に比べてどれだけ実
質価値を維持するか、あるいはふえるかという内
容で議論しなければならぬのじやないかという
ように思ひます。その点を念のために申し上げて
おいて、先回の留保した問題については一応終わ
らせていただきたいと思います。

それでは時間の関係で、次の問題に移らせてい
ただきます。お手元に資料を、この前お配りした
のですが、お持ちでないといけませんので、念の
ためにもう一回お配りしておきます。

まず、厚生省に伺いたいと思ひます。えらい失
礼ですが、私は、予算委員会で質問をいたしまし
たので、時間の関係もございませうので、それを前
提にして議論を進めますので、御了承を願いたい
と思ひます。

予算委員会が私が質問をいたしましたときに提
出したました資料は、来年からの六千八百円の
基礎年金の保険料が一萬三千円にまで上昇する場
合、それから、もう制度が成熟いたしました一萬
三千円が推移する場合、両方提出をいたしました
が、今回は簡便にするために、一応六千八百円か
ら出発する場合のみについて御提出しております
す。そのときに、きょうは来ておられないかもしれ
ませんが、吉原年金局長がお答えになりまして、
御提出の資料は物価上昇ゼロ、実質金利三%とい
う、五十年、六十年の先を見ればあり得ない前提
に基づいての御議論でございませうという趣旨の答

弁をされたと思ひます。しかし、仮に基礎年金
というものを考える場合に、別の答弁で私の議論
に異議を唱えられる場合なら格別、そういうよう
に何年間かにわたつて物価上昇をゼロ、実質金利
を三%というあり得ない前提に基づいての資料で
ございませうというような答弁は、これは甚だ数学
的ではないのではないかと、ここに提出
をいたしました二枚目の資料でございませう。

この一枚目の資料を見ていただきますとわかり
ますように、念のために物価上昇ゼロの場合だけ
でなしに、物価上昇が年五%、まあ経済社会の見
通しでは三%ですけれども、仮に五%といたしま
す。そして、私が予算委員会でも申しましたが、実
際上問題になるのは実質金利であるということ
で、実質金利を三%というようにいたしました。

そうしますとどうなるかといひますと、物価上
昇をいたしますから保険料というのはそれに応じ
て上がっていくわけですね。当然年金もそれに応
じて上がっていく。御説明申し上げますと、例え
ば五%上がりますと、一九八六年、昭和六十一年
には六千八百円の保険料は七千四百四十円にな
ればならない。そのかわり、同様に修正基礎年金
で六十万円のものを六十三万円という計算
になります。

そういうように、以下順次物価上昇でずつと上
げていきますと、これは五%でもえらい天文学的
な数字になるので、この方が五十九歳になられた
ときには保険料を幾ら払わなければならぬかとい
うと、一萬三千円ではなしに九萬一千五百二十
円払わなければならぬ、こういうことになるん
ですね。そのかわり、もう一方の年金もふえまし
て、年六十万円に上り、四百二十二万四千円も
うことになるという計算になるわけでありませう。

それで、結局納めたものが、実質金利三%で計
算して果たして元を取れるであろうかというふう
に計算いたしますと、物価上昇ゼロの場合の七十
五歳を見ていただきますと七百七十七万円まだ国
の方に残つておるといふ計算になります。それが
物価上昇五%の場合はどうなるかというと、年金

もべらば上に上がりまして、六十万円ももううものが、名目では九百三十二万円ももううことになる。そのかわり、運用されました自分の納めた保険料の方もぐんとはね上がりまして一億一千九百五十五万円まで残つておるといふことになります。同様に、八十歳になりますと、もうう年金の方は千百七十六万円にもね上がりまして、残つて自分の納めた保険料は一億一千四百四十万円といふことになります。結局、この人がいつまで生きれば元が取れるのかというと、九十二歳のところを見ていただきますと、九十二歳のときにやつとマイナスになるんですね。これは物価上昇をゼロとした場合も、物価上昇を五%とした場合も、結局保険料がふえればもうう方もふえるという計算になるわけですから、同じ答えが出てくるわけなんです。

だからそういう意味からいいますと、別の論拠を理由にされるならともかく、吉原年金局長が言われたように、物価上昇ゼロ、実質金利三%というあり得ない前提で物を言っておられるといううな反論の仕方というのは、数学的に合致しないのじゃないですか。問題は、結局実質金利が幾らかということが問題になるのです。もしあなた方が、吉原年金局長はあえてお答えになりませんでした、が、実は三十年も五十年も考えれば、実質金利が三%どころか、一%になりゼロになり、あるいは狂乱物価のようにマイナスになる場合もあるんだ、だからそんなことは十分な試算じゃないんだと言いたいなら、それは政府がみずからの「一九八〇年代経済社会の展望と指針」というものを将来にわたつて経済上維持する自信がない、将来大インフレ政策を行つて国民に大損害を与える、その場合には正議員の計算のような結果は出てきませんよということを言うのに等しいのです。そう言うのですか、一課長が。それならそれで答えてください。そうすればまた質問の仕方が変わってくる。

○坪野説明員 お答えいたします。
今正森先生の方からお配りになられた資料を説

明を受けながらじつと見ていたわけでございます。正直言いまして、数字で若干の勘違いはありますが、このところはありますけれども、大勢的には、こういう前提ならばこういう計算になるかと数字を見ましたら見えるわけでございます。

ただ、これでどういふお答えをすればいいか。最初に前提を置かれましたので、数字的にはどうかという御質問でございまして、この計算は、私が今ちょっと席で概算を出してみました、今物価上昇率五%、名目利回り一五%と八・一五というところになって、実質といふものが先ほどから議論になつていふ真利率といふものが三%という前提で計算だと、私たちは今の説明ではこの数字は理解しております。

ただ、先ほどから議論になつておりますように、私たちの財政再計算の数字といふのは、先生御案内のように、いろいろなケースについてやりました。一つの標準的なケースとして名目利回り七%、それから物価については、物価とか賃金とかというのは表には正式に出ておりませんが、これも、年金改定率という表現の仕方をしておりまして、年金改定率は、再計算から再計算の間につまましては三%、それから再計算のときにおきましては、過去の物価と賃金との差を再計算のところで一応吸収するといふ前提で改定しているといふことで、それを繰り返しながら収支バランスをとるよう計算しているといふことでございまして、私たちの計算では、わかりやすく申し上げますと名目利回り七%、それから年金改定率は五%、したがつて一九で計算をしている。その辺が、数字的には私たちの数字と先生の数字との間に若干の差があることはそのとおりだと思っております。

○正森委員 きょうの課長の御答弁は私も聞いていてよくわかりました。答弁をよく聞きますと、結局、吉原年金局長のやや簡便化した答弁は必ずしも適切でない。私のような前提を置けばこういう数字になるということを一応は数字の上ではお認めになつたと思うのです。

次に大蔵省に伺います。これはあくまで仮定でございますが、予算委員会でも提出いたしましたのは給与改定率が一%ということと計算しました。が、今度は、あなた方が物価上昇と給与改定が同じと見ておられるようでございますから、そういうように物価以外に給与改定がないといふことで計算してみますと、自分の払い込んだ保険料も利回り三%ということと計算すると、もうい切らないうちに死んでしまわなければならぬ。今度の計算でいきますと、同年齢の無職の妻がある場合、これは共済年金にとつて一番有利な場合であります。が、その場合でも、七十五歳で二千二百三十四万円年金財政に寄附したまま死んでいかなければならぬ。八十歳でも千三百五十五万円寄附したまま死んでいかなければならぬ。元が取れるまでには八十七歳まで生きなければならぬ、こういうことになりまして、もし独身もしくは共働きの場合はもっと不利でありまして、七十五歳で死んだ場合には三千二百五十二万円年金財政に寄附したまま死んでいく。元を取るまでは、ここには数字が余り長くなつて紙に入り切りませんでした。百四歳まで生きなければ元が取れない。これは、自民党・政府がいかに善政を施しましても、近い将来達成しない平均寿命なんです。これでは公的年金の名に値しないんじゃないんですか。言ひ分はいろいろありだと思ひますけれども、数字の上ではそういうのが出てくるんです。

そこで、順番に伺いますが、厚生省は、将来成熟した場合には保険料は一万三千円ということになつていきます。これは一戸被保険者ですか、にについてはどういふ根拠で計算しているのですか。

○坪野説明員 お答えいたします。
まず、財政再計算に当たつてどんな根拠といひますが、どういふ哲学でどういふ収支見通しを立てるかといふことでございまして、これは非常に難しく、アクチュアリー、年金数理を担当する者として何百人もいますけれども、こういう人たちが完全に一致するといふ意見ではないかもしれません。しかし、それぞれの制度を受け

持つてゐる立場のアクチュアリーが責任を持つて、これが一番いいのではないかと、この考へたわけでございますけれども、それを簡単に申し上げますと、現在、例えば国民年金でいいますと、現在の被保険者と将来の被保険者との間で実質的な費用負担の大きさに著しい差を生ずることはいけなないんじゃないだろうかといふことが一つ。二番目に、短期間のうちに保険料が急激に上がることは避けなければいかなるのじゃないだろうか。三番目に、給付が実質的に増加している、例えば受給者がふえまして非常にふえる、こういう段階で積立金の取り崩しをすることはできるだけ避けたい方がいふのじゃないかといふこと。それから、かつて狂乱物価の時代もございましたので先生よく御案内のように、保険料と年金のスライド改定はタイムラグが一年ございまして、保険料の方が一年後になります。そういうこともございまして、経済情勢が短期間のうちに急激に変化した場合でも年金財政が円滑に運営できるようにしなければいかなるのじゃないだろうか。大きく分けまして、そんなことを考えながら保険料率を設定しているわけです。

具体的に五十九年の財政再計算でどういふことをしたかといひますと、例えば、先ほどからたびたび議論になつておりますけれども、給付改定率を五%、といふのは、五%といひますのは再計算ごとといふことでございまして、その間物価上昇率三%、それから積立金の運用利回り七%、繰り返すようですけれども、あくまでいろいろなケースの中で標準的なケースといふ形で今申し上げておるわけですが、そういうことをしまして、現在五十九年度価格で六十一年度の保険料を六千八百円と設定いたしました。それは、現在の国民年金の保険料を横に見ながら六千八百円と設定し、それ以後五十九年度価格で三百円ずつ毎年上乗せをしていく、そして原則として単年度収支が赤字にならないように、それから積立金も少なくとも半年なり一年以上は確保できるようにといふ前提で保険料率をどう上げていけば収支バランス

部長来ていますか——厚生大臣も大藏大臣もぜひ聞いていただきたいのです。

ここに私は「新長寿年金」という民間の商品を持ってきたのです。これを見ますと「かがやき永遠に 美しき人生に喝采を。」というようなきれいな言葉になっておりまして、内容は「豊かな老後をお約束する、ふえるふえる一生涯年金。」こうなっているのです。これを見ますと、ターゲツト

そこで、お手元にお配りいたしませんでしたけれども、これをやはりコンピュータに入れて計算してみたのです。そうしたらどういふ結果が出るかというと、この場合は物価上昇率を「経済社会の展望と指針」の三%、実質金利を三%として計算いたしますと、毎年毎年物価が上昇しますから、実質の保険料あるいはもう年金というのは下がっていきますね。ですから、それで計算しますと三十五歳のときの一万九千四百四十円の保険料は翌年には、同じ額払うのだけれども実質価値は一万八千八百七十三円に減るのです。そういうぐあいになってまいりまして、五十九歳の最後ではどうかというと、一万九千四百四十円払うのだけれども、その保険料の実質価値は九千五百六十三円しかありません。

そこで私のところに報告書が来ておりますが、本年、ついでこの間、杉並区の高井戸という団地へ民間会社の勧誘員がやってきて、個人年金の勧誘について奥さん方を集めて、これは国の年金よりも有利ですよと言うて説明したら、そこへ行ってきたほとんどの奥さんが入ったというのです。いいですか、大蔵省。恐らく保険部長は国の年金よりも有利だと言うようなことを商品の中に書いてはいかぬと言っておると思うのですね。確かにこの印刷の中には書いておりません。けれども、勧誘のときにはこれをずっと説明して、国の年金よりも有利ですよとこう言っているのです。そうしたら、一万九千四百四十円で、国の年金よりもずっ

○閣説明員　ただいま先生から民間保険会社の問題にお触れになりましたので、そのことについてちょっと御説明させていただきたいのですが、民間の年金保険は公的年金を補完するという性格を持っておりますのと、それからまた、公的年金は世代間の扶養とか所得再配分とか、そういう思想でできているのに対して、民間の保険はあくまでも一人一人の保険契約者から一定の保険料の積み立てを受けてまして、それを運用して一時に払うのではなくて年金の形で支払う、こういう構造になっておるわけでございます。したがしまして、基本的な役割とか仕組みが異なっているということとまず申し上げなければいけないことだと思ひます。

それからもう一つ、ただいま先生がお示しになりましたパンフレット、いろいろ出ているわけで

ございますが、これは実はその年金支払い額というのとは中が二つに分かれておりまして、基本年金言われまして百二十万円というのはその分だと思ひますが、これはもうお約束をいたします、いかなる事態があつてもお約束をいたします、その他のそれに加つてまいります年金額につきましては今後の配当いかんによつて変動するということを、実はパンフレットにも書いてあるはずでございます。したがつて、そういう意味で今後の年金の運用次第で変動する額になつてゐるということは御理解いただきたいと思ひます。

○正森委員 保険部長が言いましたが、今後の経済情勢によつて変動するんですが、その変動の幅には一定の幅があるんです。私が今計算しましたたな物価上昇が三%ぐらいで実質金利は三%以上になるといふことであればこの商品はそれとおりいくわけなんで、政府が狂乱物価のような物価上昇がないとすれば大体いけますという内容になつてゐるんですよ。だから、そういう前提で計算したんです。

そういう点を考えてみますと、既に三月段階で、厚生年金の国庫負担が今度の改正によればどれくらい減るかという点についての御答弁がありました。また、この間予算委員会では私が国家公務員の共済も今度の改正によればどれくらい国庫負担が減るかという点について答弁を求めて、いただきました。それが、昭和九十年では国家公務員の場合には八百億くらいですね。きのう、地方行政委員会では我が党の経塚委員も質問をして全部についてまとめたら、昭和九十年という事態をれば厚生、国民両年金で国庫負担は二兆三千億円減る。国家公務員共済組合は八百億円減る。地方公務員共済は千八百億円、農林共済は四百八十億円、私立学校教職員は二百三十億円、合計二兆六千三百十億円減るのですね、国庫負担が。そういうことをやっておるから、これから高齢化社会になるというのに、民間の年金の商品を売っている会社から公的年金よりもこちらの方がずっと有利ですよと

いうようなことを言われてしまって、信賴がなくなるわけなんです。

ですから、私は、今度の改正案というのは、国庫負担をこういうぐあいに昭和九十年代には合計で二兆六千億円も減らすということで保険料を決め、給付を決めておるから、こんな民間の保険会社に事実上なめられるような内容になっておるのであるということで、ぜひとも再考して撤回をされるように要望いたしまして、時間だということでございますので、私の質問を終わらせていただきます。大蔵大臣か厚生大臣で御感想がございましたら、それを伺つて質問を終わらせていただきます。

○竹下國務大臣 保険救理學というのがありまして、それからいわゆる危険負担という考え方からの保険の設計、従来の生保というのはどちらかとのいえばそういうことで、いわゆる老齡年金的な性格は当初なかった。それが今や老齡年金的性格になつて、さらに、今おっしゃいました、無事戻し制度と普通言うのでありますが、無事戻し制度もその設計の中に入れてということは、私も成り立つと思うのであります。それで、だんだん正森さんとの議論を詰めておりますと、もう一つは、これはたまたまでございますけれども、私は卒業論文がたまたまでございますけれども、私は多少そういう知識があつたわけでございますけれども、今の論理を準備しますと、いわゆる公的年金の基礎年金部分は言つてみれば目的税を設定して設計するという議論にも持っていきようによつては展開する議論じゃないかという感じも、私は実は持つわけであります。(正森委員「そんなこと言つてませんよ。」と呼ぶ)いや、もちろん、おっしゃつたわけではございませんが、そういうことは部内において十分議論をして、まさに国民共通の部分の基礎年金の三分の一ということが最も公平だという考え方で設計したものでございますので、私どもの公的年金のPRももちろんしなければなりません、商業保険の中でのいろいろな設計はございますけれども、一つ一つの中に、要するに危険負担、無事戻し

し、それから特別付加をしなければ障害とかは出てきませんけれども、そういうものを総合的に設計されたものは、これはやはりあくまでも商業保険であって公的年金は公的年金としての性格を持つものをきちんと設計していくというのが理屈屈じゃないかなと、まあ感想とおっしゃいましたので、あえて感想を申し述べました。

○正森委員 終わります

○越智委員長 午後一時から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時七分休憩

午後一時三分開議

○越智委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

質疑を続行いたします。上田卓三君。

○上田(卓)委員 竹下大蔵大臣は、日本列島ふるさと論、こういうことで次期総理・総裁を目指してというのですか、将来大きく飛躍していただかなければならぬわけでございますが、いわゆる老齡化社会に入った、こういうことを言われておるわけですが、老齡化社会に入ったということと老齡化社会であるということとは、これは別な概念だと私は考えておるわけであります。

不老長寿といいますがあるいは長生き、これは人間の、古くからの人類の願望というのですか、できるだけ健康で豊かで、そして長生きをしたい、これはもうだれもがこいねがうものであるわけですから、そういう時代になってきたということはもう大変喜ばしいことと言わなければならぬわけでありまう。

しかし、欧米においても高齢化社会に既に入つておるわけでございます。余りにも高齢化社会に入つたんだということで、何か長生きは迷惑だ、年寄りはおう早く世を去つてほしい、厄介者扱いだというような世評というんですか、そういうものもあるわけでございまして、ぼけ老人とか寝たきり老人とか、非常に老人の自殺というものもあり老人とか、非常に老人の自殺というものもある

るわけでごいまして、そういう点で、やはり日本列島ふるさと論というのはそういう老齡化したお年寄りが本当に豊かで幸せにまた健康で過ごせる、そういう社会であろうというふうに思うわけですが、その点についての大蔵大臣の、老人化社会、老齡化社会についての物の考え方というものをまずお聞かせいただきたい、このように思います。

〔委員長退席、熊谷委員長代理着席〕

○竹下国務大臣 非常に難しい御質問でございますが、私が念頭に描いておる長寿社会というようなもの、幸せであるためにはお孫さんたちに取り巻かれました一家団らん、夕げのひとときが持てるような社会が望ましい姿だというような、直感的にそんな印象は持っております。

したが、いまして、今御指摘がありましたように、あんまり老齡化社会、高齢化社会と言いますと、老人は迷惑だというような印象を与えることは厳に慎まなきゃいかぬ。したがって、長寿社会なんというのもそこから出てきた言葉であらうかな、こういう感じがすらいたしておるわけであります。

先日ある人の話を聞いておりましたら、美しく老いるということが一番大事なことである。それには、俗に言うだけ老人五十万とか寝たきり老人のお方三十万とかそういう状態にならないようにしな
きやならぬ。なつてからの施策も大事であるが、
ないようにしなきやならぬ。それには足を使つて、
そして對話を求めなきやいかぬ。足を使って對話
を求めることは養老運動が一番その必要を満たす

しておるので、したがって政治家は割合に長寿だ
というようなことを言っておる人がおりました
が、やはり可能な限り核家族でなく、そして周囲
に囲まれた、美しく老いる社会が必要だという
感じだけは持っております。

非常に難しい質問でございましたので、答えも大変感想みたいなことを申し述べて申しわけありません。

○上田(卓)委員　大蔵大臣の考えでは、お年寄りが豊かで健康で長生きをする、そういう社会を目

指す、こういうことだろうと思うのです。決して、お年寄りも早く死ね、迷惑だ、こういうことではなからうと思うわけでありませう。

そこで、私の手元に、総務庁の統計局と厚生省の人口問題研究所の資料があるわけですが、これを見ますと、日本の六十五歳以上の人口が現在の欧米並みにいくにはまだあと十五年ぐらい余裕があるんですね。こういうことでございまして、特に、西暦二〇〇〇年になりますと六十五歳以上の人が一五・八％。現在は、六十年は一〇・一％。こういうことで、欧米は大体一五・六％ということでありまして、欧米並みにいくにはまだ十五年ほどの余裕がある。ただ、欧米の場合は相当な年月を費やして高齢化社会が進んでおる。例えばアメリカは七十五年、フランスなどというのは百十五年、高齢人口が倍になるにはそれだけの長い年月が費やされておる。我が国の場合は一九七〇年から一九九六年に七％から一四％に入るといふことで、この間たった二十六年といふことで、日本は非常に短い期間に急速に高齢化社会に進んでいる、こういうことではないかというふうに思うんです。

そこで、若い世代が多くのお年寄りを見なければならぬ、それ大変だ、こういうことになるんではないかと、しかし逆に、それじゃあ十四歳までの子供といふんですか、労働しない人口といふのを十四歳までとそれから六十五歳以上、こういうふうに分けますと、若い世代、労働人口前の子供の数は減るんですね。ずっと減っていく。六十五歳以上の部分は確かにずっとふえていくんだけれども、十五歳までの、十四歳未満の人口は減っていくといふことでありまして、例えば十五歳から六十四歳までですか、この労働人口といふものを考えたととき、あと十五年たつても今の比率が変わらないといふことになるんですね。

例えば労働人口は、昭和六十年で六八・五です。五十八年で六七・七ですが、あと十五年たつて西暦二〇〇〇年といふことになりまして六六・八、あるいはその後、昭和八十年になつても六四・

五。だから、まだ十五年から二十年の間は労働人口は減らないといふことでありますから、労働人口が減つて非労働人口がふえるといふことになれば大変だ大変だといふことはわかるんですけども、働いている人口はここの半分は減るということはないわけですね。高齢化しつつあるんだからまだわかるんですけども、何か長生きは迷惑だと言わなければかりで、高齢化社会に來たんだあるいはもう高齢化社会になつたんだといふことを宣伝して、余りにも大変だ大変だといふことで騒ぎ過ぎるんじゃないかと思うのです。その点、大蔵大臣はどうでしょうか。ちよつと騒ぎ過ぎるんじゃないですか。

○増岡國務大臣 御指摘のように、日本の高齢化は世界に類のないスピードで進むわけございませう。今現在、おっしゃるやうに欧米の高齢者人口の比率に達したわけではございませぬけれども、いすれ近いうちに外国よりも速いスピードで高齢化されるわけでありまして、年金その他の制度につきましてもその改善に長年月を要するといふことから考えまして、また欧米よりもスピードが速いといふことから考えまして、今その対策をスタートさせるべきだといふことには変わりはないといふふうに思います。

○竹下國務大臣 いわゆる稼働能力のある世代が、確かに対比率といふのでは少人数で多くの方を抱えなさいかねといふことにはなるかと思ひますが、いま一つおっしゃいましたやうに、全体の人口の中から見ますと今若年層の問題をどう見るかといふのは、私もサミットに参りますと、ヨーロッパから出てくる議題の中に必ず若年失業対策をどうするかといふのがあります。ところが、日本の場合、十八歳までみんな高等学校へ就職しているやうな感じがしますので、全くその議論に溶け込むまでに時間がかつたやうな気が私自身したことがございませう。したがって、十四歳といふよりはあるいは十八歳とつた方がいゝかもしれないが、そういう比率からいゝとすると余り変わらないといふ感じは私も持つており

ます。ただ、上の方に向かつての、すなわち長寿社会へ向かつての設計は今からきちんとしておきませんと、むしろそのときになつて御老人の方が大変不幸な状態になりはしないか、こういう感じが持つております。それから、十四歳にするか十八歳にするかは別として、年齢的にそれ以下の世代といふのは、確かにいろいろな出費がかかります。教育費でございませうとかいろいろなものにかかりますが、その辺のバランスをどのようにして見ていくかといふのも、政治課題としては問題意識としては持つていなきやならぬという気持ちには私にございませう。

○上田(卓)委員 私は政府の資料に基づいて申し上げておるのですが、この資料は人口を三分ししているんですよ。ゼロ歳から十四歳、それから十五歳から六十四歳、それから六十五歳以上と、こういう三分区をしていられるといふことは、十五歳から六十四歳は働く労働人口、恐らくこうとらえていられるんじゃないかと思うのです。そうするとヨーロッパ並みの高齢人口比の一五・六％までい

くには日本はまだ十五年かかる、まだ余裕があるんですよ。十五年先になつて初めて欧米並みといふことになるわけですね。しかし、それは確かにふえるんだけれども、非労働部分である若年層、まだ働かない子供たちの分は逆に減るということだ、真ん中にあるところの労働人口はあと十五年たつても決して減らない、今のままであるといふことだから、大変だ大変だといふのはおかしい。働く人口が少なくなつて働かない人口がふえるんだら大変だ大変だといふのはわかるんだけれども、資料は大変立派なものを出しているんだけれども、その点でキャンペーンといふのが、何か働く労働人口に対して脅迫して、またお年寄りにはいまう早くくだばつてしまえと言わなければかり、迷惑だ、こういうやうな印象を与えているので非常に残念である、こういうことを申し上げておきます。厚生大臣はずつとおられるのですけれども、大蔵大臣は途中で退席されるといふことでありますの

で、この分野については後でまた厚生大臣にお伺いします。

この共済四法案の審議の中で特に大きな問題になつておるのは、国鉄共済がこのままではもうパンクしてしまふ、国鉄共済がパンクすれば公的年金全体が破産する、こういうことで、この国鉄共済をどう救済するか。やはり国が責任を持つて解決を講ずる、六十四年度までの支払いについてはそのういふことになつていゝが、どうも解決策の中身があいまいである。やはり政府の負担といふものを明確にしていかなければならぬ、こういうふうにして持つておるわけでございます。

財政調整五カ年計画は、国鉄の労働者の人数が三十二万体制といふことが前提であつて、それを再建監理委員会できちんと切り込んで、将来は十九万とも十八万体制ともなるといふことになれば、一段ロケットと言われた国鉄共済自身が早々とお先真っ暗、こういうことになるわけでありませう。

そこで、こういう状況になつてきたのは、国鉄の分割・民営、そして人員の削減、そういうことから国鉄共済が破産するといふことでありますから、いすれ国鉄民営・分割法案といふものが恐らく出されて議論されるものだと思いますが、この問題についての若干の議論を抜きにして年金問題は語れないだらう、こういうやうに思いますので、運輸大臣がおられる間にこの問題をひとつ明らかにしていただきたいと思いますし、きょう国鉄総裁に出席いただかうにお願ひしておつたのですけれども、出席でないといふことを聞きましたので、いすれ後日この問題を追及したいといふふうに思つておるわけでございませう。

国鉄再建監理委員会の方にお聞きたいと思いますが、昭和六十二年、一九八七年で長期債務が三十七兆三千億、こういうことを述べられておるわけでありませうが、その三十七兆三千億の内訳といふのですか、どういふ長期債務の中身になつておるのか、まず明らかにしていただきたい、このやうに思ひます。

○林政府委員 三十七兆三千億を国鉄の改革に際

して処理すべき長期債務等ということで整理したわけでございます。

その中身でございますが、一番大きなのは、国鉄が現在借入金等の形で抱えております長期債務が二十五兆四千億でございます。それからそのほかに、この際国鉄に関連する債務として一括整理を要するというところで整理をしたものがございまして、一つは年金負担、これは主として追加費用でございまして、この年金負担の関係の債務が四兆九千億、そのほかに、鉄道公社でありますとかあるいは本四公団というような国鉄に関連するいろいろな主体におきまして、過去建設をされたものは現在建設をされつつある施設に係るもの、これが鉄道公社の関係で四兆六千億、それから本四公団の関係で六千億。そのほかに、私どもは三島を分割するという前提で考えておりますので、この三島の会社の基金が九千億。さらに余剰人員に対する対策費といたしまして九千億。これらの債務を合計して三十七兆三千億、こういうふうにして整理をしたわけでございます。

○上田(卓)委員 国鉄の五十九年度の決算を見ますと、国鉄の長期債務は二十一兆八千億というところになっておるのに、国鉄監理委員会の発表によるといつの間にか三十七兆円近くになっておるといふことで、六十二年度ということになりますから利子の負担もかさむといふものの、十五兆円もなせ急にならぬのかといふことで不思議に思っておったわけですが、今聞きますとそれもそのはず、本来の国鉄の長期債務というのは去年度で二十一兆八千億、それが六十二年度になりますと二十五兆四千億ということですね。それは当然利子が増えるからそうなるのは当たり前だと思ふのですが、要するに二十五兆四千億でいいのじゃないですか。それを何か国鉄の長期債務と全然関係のない本四架橋とかあるいは鉄道公社、これは別の法人、会社じゃないのですか。国鉄の民営・分割化ということで、そこへよその赤字の分までひっつけてしまふというのは余りにも無謀じゃないですか。あるいは三島会社の基金の一兆円、こ

れは民営・分割化されるときに赤字部門の会社が、その部分を何とか埋めなければならぬといふことであつて、現在の国鉄の長期債務の中に入れるというのはどうもおかしいのじゃないですか。お答えください。

○林政府委員 ただいま三十七兆三千億の内訳を申し上げたわけでございますが、そのうち二十五兆四千億、大宗を占めるのはこれでございましてけれども、これは国鉄が過去の経営によりまして借入金というふうな形で、あるいは鉄道債券という形で現実には借金としてしよつておるもの、これが二十五兆四千億でございます。

それ以外のその差でございすけれども、例えば年金負担、これは借金という形で現在あるわけではございせんが、この年金負担のうちの追加費用というものは、これまで国鉄が企業体として負担をしてきたものでございまして、今後も引き続き国鉄共済組合に対してだれかがこの費用負担をしていかなければならぬといふものでございす。それを六十二年に債務換算すると四兆九千億になる、こういうことでございす。

それから、鉄道公社とか本四公団でございすものが、これも現在の制度の仕組みとしまして、国鉄が将来運営するといふことを予定して現在建設されておるものでございすので、したがってこれについてもこの際どう処理するか。これは必ずしも新事業体が負担するといふことでございせんが、そういう債務はほうつておきますと宙に浮いてしまふので、国鉄が分割・民営化されるこの機会に、この際それをどういふふうにして処理したらいいかといふことで関連して全部整理しておき必要がある、こういうことで計上したわけでございます。

○上田(卓)委員 大蔵大臣、お聞きのように鉄道公社、青函トンネル、これは将来どうなるのかわからないのでしよう。新しい会社が引き継ぐのかどうかともわからぬのに、関連だといふことで国鉄の長期債務の中にもふ込んでしまふといふことは余りにも無謀じゃないですか。本四架橋、これは

鉄道と全然関係ないじゃないですか。これを国鉄の長期債務の中に入れるということ自身がもう根本的に間違つておるといふことです。

それから国鉄共済の年金負担、追加費用、これについても国鉄当局がだんだん合理化、人減らしをしてきたといふこと。あるいは三十万ほどの国鉄職員が、四十七万ぐらゐになつておるんじゃないですか、そういう年金受給者を抱えている。これは異常な状況ですね。しかし、これは国鉄の歴史の中の特殊性といふのですか、戦後満鉄から引き揚げてきたとかいろいろ戦後復興の中で、失業対策といふ言い方はおかしいと思ひますけれども、産業復興のために吸収してきたものですか、これはこの間も多賀谷先生から話があつたように、こういう部分については欧米では全部国庫負担にしているといふことでありますから、この年金の負担分の四兆九千億も長期債務の中に入れることは間違つておるんじゃないですか。これは大蔵大臣、一言お答えいただきたい。

○竹下國務大臣 国鉄の長期債務といふもの、これはやはりどこかに区分しなければ宙に浮いてしまふので、これは国鉄に関する長期債務ではあるといふように私は考えます。

ただ、それをどう処理するか、こういう問題になりますと、もとより今後の検討課題であらうといふ問題意識は持つておりますが、まるつきり宙に浮いた存在に置く性格のものではないといふふうには考えております。(上田(卓)委員「本四と鉄道は」と呼ぶ)これは私がお答えするのが適切かどうかわかりませんが、本四はいわば鉄道が使いやすいになるという前提の上に設計されておる、その負担分ではないかといふふうに思ひます。鉄道公社で施工いたしますものも、当時の考え方です。国鉄でお使いになるという前提で進められた工事費等の債務ではなからうかといふふうに思ひます。

○上田(卓)委員 いずれにしても、本四架橋は国鉄と全然別個の国家プロジェクトですから全然問題にならぬ。それから鉄道公社のものも別で

すね。これはもうめどが立たないので、国鉄が新しい会社に引き継ぐかどうかともわからないで採算も全然とれないといふことでありますから、我々はこれの政治責任も追及しなければならぬわけですが、これも国鉄とは直接関係がない。それから三島会社基金の一兆円、これも民営・分割化された場合に要する金であつて、これも前提で突っ込んでしまふことは大きな問題があるのではないかと、こういうふうに思ひます。

そこで、例えば二十一日の読売新聞にも出ておりましたが、京葉線の貨物海底トンネルです。これは四百四十億円の予算をつぎ込んでおるのです。凍結である。利子だけでも一年間五十億円で七千億、いやこれは青函トンネルですから別です。海底トンネルの十四年以上の工期で四百四十億円のケースについては、だれがいつどこで責任をとるのですか。

○棚橋(泰)政府委員 先生お尋ねの件は京葉線、京葉線は御承知のように千葉の南の蘇我といふところから工事をしております。新砂町から東京駅に入ることになつておりますが、新砂町までは旅客線といふことに使うといふことで工事をいたしております。先生御指摘の点は、新砂町から大井埠頭までの以南の部分だと思ひますが、これにつきましては、国鉄が計画いたしました鉄道建設公団が建設に入りましたのはかなり前で、いわゆるオイルショック以前でございまして、国鉄貨物が非常に隆盛だった時代でございまして、その上で将来の貨物の需要といふのを見込んで鉄道建設公団が建設に着手したわけでございますが、御承知のようにその後オイルショックを挟みまして国鉄の貨物に対するシェアといふのは急速に低下をいたしました。貨物部門といふのは大幅に縮小せざるを得ない事態になりました。したがって、新砂町から以南の部分といふものにつきましては工事を凍結しておる、こういう状態でございます。この債務につきましては、今回の再監理委員会の御意見では国鉄から分離をいたしまして凍結

するといふ観点で、これを清算機関である旧国鉄に移して一般の債務と一緒に何らかの形で最終的に処理をすること、こういう御意見をいたいております。その線に沿って私も考えていきたくて考えております。

○上田(卓)委員 何を言いたいのかわからないのですが、いずれにしても工事は凍結しているのでしょうか。四百四十億円、毎年五十億円利子を渡さなければならぬ。これはだれが責任とるのですか。運輸大臣あるいは歴代の運輸大臣、大蔵大臣も含めてこれは大きな政治責任じゃないですか。

それだけでなしに青函トンネル、先ほど私ちよつと数字を出しましたが、これも予定は全部で七千億じゃないですか。もう既に五十九年度までに五千二百億がつぎ込まれておる。それで国鉄の利用のめどは立っていない。それだけでも大きな問題じゃないですか。

鉄建公団なんか非常に不正、腐敗があるといふことも言われているじゃないですか。大型プロジェクトで大手の業者とか銀行やそんなのはもうけるだけもうけておいて、めども立たないのに国鉄を倒産会社に仕立ててそのツケを全部回すといふことはもつてのほかにないか。この政治責任をどうとるのですか。運輸大臣、答えてください。

○棚橋(泰)政府委員 まず事実関係から申し上げますが、お尋ねの青函トンネルにつきましては、先生おっしゃる様に総工費約七千億でございます。そして、そのとおりでございます。これは使用のめどが立っていないという御質問でございますけれども、完成後は当面在来線の列車をそこに運行するといふことで計画をして現在工事を進めております。国民的な資産でございますので、それを有効に活用するといふ問題につきましては、さらに政府におきまして、もっと一層有効に使いたいといふことで現在検討を進めておる段階でございます。

それから、それらの債務につきましてそれを国鉄に押しつけるという御質問でございますけれども

も、私どもの考えをいたしましては、今回の監理委員会の御意見は決して国鉄にその債務を押しつけるといふことではなく、それをむしろ国鉄の分割会社である新しい会社にならして新しい会社で成り立たないで、それから切り離して清算会社であるところの旧国鉄に残して、新しい会社すなわち国鉄の承継体の負担にしないように政府の責任において処理をし、こういう御提言でございます。私どももいたしまして、国鉄にしようせぬ、そういう感覚では大変ありがたい御意見だといふふうに考えております。

○上田(卓)委員 在来線を走らせる、これは赤字が出るんじゃないか。赤字になるんですか。長期的な見通しも含めて聞かしてください。

○棚橋(泰)政府委員 青函トンネルは大きな資本費がかかっておりますから、それをそのまま新しい運行会社に負わせました場合には膨大な赤字になります。したがって、その債務は切り離しまして、資本費は切り離してこれを清算会社である旧国鉄に移して、新しい会社については赤字の幅が大きく出ないようには処理をしたい。現在、青函連絡船といふのがございまして、その青函連絡船で生じております赤字よりも、新しいトンネルを資本費を負担しないで運行いたしました場合には、むしろ逆に新しい会社にとつてはメリットになる、こういう計算になっております。

○上田(卓)委員 赤字か赤字か答えてないですよ。赤字になるんじゃないか。

○棚橋(泰)政府委員 先ほど申し上げましたように、青函トンネルは、資本費は旧国鉄といふところに移して処理をいたしますから、新しい会社は資本費なしでこれを運行いたします。その場合には、通常の運賃で計算をいたしますと現在の青函連絡船で生じておる赤字よりは赤字の幅が少なくなる。したがって、その意味ではプラスになるといふふうに考えております。

○上田(卓)委員 いずれにしても赤字であることは間違いないわけですから、これは大変なことですよ。運輸大臣、この政治責任をどうとるので

すか。今の答弁で国民は納得しないですよ。

○山下 国務大臣 いろいろ御意見、御質問等ございまして、おっしゃる点はよくわかるわけでございまして、けれども、例えば京葉線の問題にいたしましても、当時の推定としてはかくくしかじかでございます。これは十分採算が成り立つといふことでやつたのですが、その後輸送構造の変化と申しましたように、そういうものがあつて今日こういう事態に至つていふといふことでございまして、その点は御了承いただきたいと思います。

また、青函トンネルの問題につきましても、例えば四十万年元利均等払いすれば毎年八百九十億円から払つていかなければならぬ。推定すると、これを通るたびに三万八千円くらいの通行料をちよつだいしなければいけない。したがつてこんな金をとて国鉄に持たせるわけにいかぬといふことで、十六兆七千億円の何らかの形において国民に負担すべき総計の中で今後考えていくといふことにして、こういうことでございまして。

○上田(卓)委員 全然責任を感じてないといふんですか。問題の解決にならぬ、こういうふうには考えざるを得ない、このように思います。先ほどの老齢化社会が来たのだといふことでもう過大に宣伝して、みんなを煽動するやうなやり方と同じ手法じゃないか。国鉄の本来の長期債務のほかに、全然関係のないものをぶち込んでおるといふそのこと自身、別であつたら別で国鉄問題と完全に切り離さなきゃならぬ、こういうふうには思ふのです。そういうことを篇と申し上げておきたい、こういうふうには思ふ。全然回答になつていないので全く不満であります。

そこで、二十五兆四千億の国鉄本来の長期債務といふものは、なぜそういう長期債務になつたのか、その原因、何を使つたのか、その内容について報告していただけないか。

○棚橋(泰)政府委員 国鉄の長期債務の原因といふのはいろいろ複数でございまして、決して一つの原因ではなかつたといふふうに考えております。その中には、いわゆる通常の経営が効率的に

行われないために生じた赤字のために借り入れた資金の累積、さらには設備投資のために投下いたしました資本費のための資金の累積、そういうようなものが複数競合してこのよう大きな赤字になつたといふふうに理解をいたしております。

○上田(卓)委員 長期債務の主なもの、やはり無計画といふのですか。先ほどの鉄建公団、本四架橋にも見られるような無計画、また膨大な設備投資による借金、それと利子じゃないんですか。通常の在来線といふのですか、そういう国鉄本来の日々の運営の中で出てきた赤字といふよりも、そういう東海道新幹線とかあるいは東北とか上越とか、それ以外にもたくさんありますが、そういう当分、五年、十年の間は赤字である、赤字覚悟で設備投資をしたその借金と利子じゃないんですか。大体、ヨーロッパなどでは単年度決算といつて、そんな長期負債といふのはないんじゃないですか。累積しない仕組みになつていふんですか。ところが我が国の場合の国鉄だけは――本来国が設備投資をしなければならぬ、そして設備投資をして、その利子を国が渡して、ある程度採算とれるようになってから国鉄に引き渡すべきじゃないんですか。運輸大臣、どうですか。

○棚橋(泰)政府委員 ごく大ざっぱに申し上げますと、国鉄の約二十三兆円の累積債務のうち、先生ただいま御指摘のような設備投資に伴いますものが約十四兆、それからランニングコストの赤字の補てんのためのものが約八兆、大体こういうふうには理解をいたしております。

おっしゃる通りに、鉄道の設備投資といふのは大変膨大なものでございまして、設備投資をしました直後にこれをペイするように回収するといふのは大変難しいことでございまして。ただ、鉄道といふのは非常に長い期間かけて収支の採算をとつていくといふものでございまして、俗に懐妊期間が非常に長いといふ言葉を使つております。したがって、その間の資本費といふものがあつた意味では赤字になつてくるといふことは御指摘

のとおりだと思ひます。ただ、それに対しては、将来的には鉄道敷設というものは投下した資本を長期的には回収できる、こういうふうな考えでおります。

これを単年度で始末をするという考え方でいくのか、長期的に借りかえ等で始末をいたしまして、それに対する利子とか、そういうものについて何らかの手当てをとっていくかという事は、これは一つの国の財政の政策だといふふうに思つております。御指摘のように、欧州諸国におきましては単年度で始末をしている国が非常に多いといふふうに聞いておりますが、ただ監理委員会等の御調査でも、単年度で始末をしていくということが非常に限界に達しておつて、日本のようなやり方にならざるを得ないのではないかといふふうな考えをお持ちの国もあるといふふうに聞いておりますが、これは財政政策の是非の問題でございまして、確かにそういう考え方もございまして、我が国といたしましては、それを有償の資金で、建設費は長期間をかけてペイをする、そのために何らかの施策をとるといふ考え方で今日まで来ておるわけでございまして。

○上田(卓)委員 今欧米が短期決済というのですか、そういうことが多いという事は、それだけの合理性があるんだらうと思ふのです。ただ、今おっしゃる通りに日本はそういう方式をとらない。またそれはその合理性というものもあるのじやないかと思ふのです。そういうことになれば、長期の設備投資をする、そのことで赤字が累積する、これは国鉄の責任じやないですね。運輸大臣、どうですか。これは国鉄の責任ですか。これは国鉄の人が来られてゐるから、国鉄の意思でやつたのか。

これは恐らく政府全体が、あるいは与党の先生方もそうだらうし、財界の方とかいろいろの全体の背景があつて、そして国鉄に押しつけているといふか、後から面倒を見てやるんだからといふことじやないんですか。だから、これは政府が責任を持つべきであつて、国鉄に当然赤字が出るよう

にしておいて、出たからいかぬというのはおかしいじやないですか。

○山下國務大臣 先ほどから私なり政府委員から御答弁申し上げておりますように、国鉄の再建監理委員会の答申もございまして、長期にわたつて返済すべきものの中で国鉄に帰すべきものとそうでないものと区分けしてございまして、例えば青函連絡船とかあるいは本四架橋の問題であるとかいふものは、これは国鉄自体が返済すべきものではない。そこに仕分けをしてあるといふことは御説明申し上げたとおりでございまして。

○上田(卓)委員 いや大臣、そのことを聞いて億の、青函トンネルとか本四架橋を除いた長期債務の中身は何かといへば、やはりそういう新幹線であるとかその他の、本来国鉄のものだけれども、それは非常に長期的には採算がとれることにはなるんだらうけれども、短期的にといふのですか、それも短期といつても一年、二年といふのではなしに、非常に赤字となつて、そして利子がかさむ、この問題については、これは国鉄が勝手に計画してそういうことを進めたのじやなしに、これは国会でも審議されて国の責任でやつた問題じやないのですか。この点について国鉄当局はどう考えているのですか。

○室賀説明員 長期債務の中で建設投資に使われた債務が十四兆ほどございまして、そのうち減価償却費に充てられるべきと考えられるものは約五兆ほどございまして、そのようなのは施設を増強、改良してきたものでございまして、こういうこともの中には東北新幹線あるいは東海道・山陽新幹線といったように、私どもにとりましては長期的に見ると個々におきまして大差経営効果の上がるべきものといふふうに判断して進めたものが大部分でございまして。

償却費のようなものにつきましては、これは本来経営費の中で捻出して、これに対応した自己資金で行つてくることとございまして、先ほど来政府からの御答弁にもありましたように、鉄

道需要そのものが当初見込まれたものよりも二十数年かなり大幅に変動してまいりましたので、所期どりの収益を上げる事ができないといふことで、借入金金、そのために赤字補てんのため借入金といふことをせざるを得ないという形で推移してきたわけでございまして。

○上田(卓)委員 長期的には採算がとれる云々といふことを今お話あつたのですが、それじや上越新幹線はいつごろ採算がとれるのですか。国鉄当局に。

○室賀説明員 正確な年度といふものはこれは今後の需要その他でございまして、十数年から二十年前後といふことで一応計画が立てられたものと考へております。

○上田(卓)委員 十年以上といふことは大体わからぬといふ意味に近いのではないですか。十年一昔といふのだから、もう五年で一世です。だから、それは人をばかにするようなことじやないですか。これは政府の命令でやつたんでしよう。国鉄の単独の意思でやつたんですか。恐らく国鉄だけでそういうことは決められるものじやないと思ふのです。これは監理委員会どうですか。この問題についてはどう思つていますか。

○林政府委員 東北新幹線あるいは上越新幹線といふのは、おっしゃる通りに長期的に見れば採算がかなりとれるプロジェクトだといふふうに思ひますけれども、短期的には非常に大きな経営負担になつてくるといふふうに考へておるわけでございまして。

ただ、これらの線区については、法律上は新幹線整備法に基づいて建設されるものでございまして、そのバックとして、やはり地域住民の非常に強い要望といふものを受けて、こういうものが建設されてきておる。これについて当面経営が非常に苦しいといふ問題はあろうかと思ひます。そこら辺のところを考へたしまして、私どもも今度お出しした意見におきましては、そういう東北、上越新幹線のように当面非常に経営が苦しいもの、あるいは東海道・山陽新幹線のように既に償

却が大幅に進みまして経営的には非常に黒字がたふさん出ておるもの、こういうものを一括して、一括保有方式という形で負担調整を図る、こういうふうなことで、今度意見をお出ししたといふこととでございまして。

(熊谷委員長代理退席、委員長着席)

○上田(卓)委員 この上越新幹線、十年から二十年といふのは、そうするとその間ずっとどれくらい累積赤字なんですか、その分だけ。どうなるのですか。十年か二十年たつたら何とかなるだらうといふだけの話でしよう。ならない場合もあるのです。確かな数字的な根拠を持つてゐるのですか。どうぞ、国鉄。

○棚橋(孝)政府委員 上越新幹線は、本来鉄道建設公団が建設したしまして、四十年元利均等償還という形で国鉄に貸し付けるといふ形で現在行つております。

単年度の赤字が、資本費を入れますと五十九年度決算で約九百億だつたといふふうに記憶いたしております。資本費を除きますと黒字になります。資本費を入れますとおっしゃる通りに赤字になるわけでございまして。

ただ、長期的には先ほど室賀常務がお答え申し上げましたように大体二十年ぐらゐで黒字に転換するんじやないかといふこととでございまして。したがひまして、その間今申し上げましたようにだんだん減つてまいります。御承知のように上越新幹線は上野開業以来非常に好調でございまして、対前年度四割から五割増しのお客さんに御利用いただいております。したがひまして、単年度赤字の幅が逐次収縮していくといふふうに考へております。

そういうことでございまして、その累積は幾らになるかは、今後のお客さんの御利用状況、それから運賃水準をどの程度に設定するかといふことと違つてくると思ひますけれども、そういう意味で当分の間は資本費の分が先生御指摘のようにかんがりの大きな赤字になつて累積していくといふことは事実でございまして。

したがいます、先ほどから申し上げておりますように、そういう意味で巨大な資本費をかけましたものの、国鉄というのがその赤字を負っていきという点に對して、すべてこれを国鉄に負わせてはいけいではないかという先生の御意見に對して私も決して強い異論を持つてゐるものではないと思ひます。そういう考えは確かにあるうかと思ひます。私も、これを構造的な問題というふうには指摘してあります。

ただ問題は、その構造的な問題について政府として何もやつてこなかったのではないかと、いふうにお受け取りいただきますと若干心外でございすので、これにつきましてはそれなりに従来から利息の補てん、巨額な投資に對しましては、例えは東北新幹線のようなものに對しましては、国鉄の借り入れます金利の三・五％超とか、鉄道建設公団は四十年にならずに四・五％超とか、そういうような金利を毎年毎助成をいたしてありますし、また、御承知のように、過去に立てられました再建計画ではそういう構造的な問題に對するいろいろな対策というものも講じてきたわけでございすけれども、結果的にはなかなか国鉄が黒字にならなかつた。その原因はいろいろあるうかと思ひますけれども、そういう諸点をすべて踏まえて今回の再建監理委員会の御意見というものが出たと理解してあります。

その中におきましては、先生おっしゃるようなものをすべて今後将来の国鉄にしようせるといふことは好ましくないという観点から、これはすべて清算機関である旧国鉄というところにこれを移して、そしてこれをしかるべく処理をし、新しい経営主体であるところ、国鉄を引き継ぎます新しい経営主体にはこういうものはしやせない、リーズナブルな債務しかしやせないと、こういう形で先ほどの三十七兆三千億という考えが出ておるわけでございす。私は、これをもし新しい国鉄にしやせるといふことではございすたら、先生おっしゃるに確かにこういうものをすべて国鉄にしやせるといふ問題ではないかと、御指摘

があるうかと思ひますけれども、したがって、そういう観点からこれを新しい経営主体にはしやせないと、この三十七兆三千億でございすので、そういう点をぜひひとつ御理解をいただきまして、御判断をいただきたい、かように思つております。

○上田(卓)委員 理解できません。上越新幹線とか東北新幹線、そういう形で十年、二十年たてば採算がとれるようになるということですから、その分は在来線が赤字になつてゐるのではありませんか。そうじゃないですか。それを説明してください。

○棚橋(泰)政府委員 確かに先生おっしゃいますように、新幹線の採算を見ますときには新幹線だけで見るということには必ずしも適當ではない。在来線の分も考えなければいけないということ、御指摘のとおりだと思ひます。ただ、その全部、在来線の赤字がすべて新幹線のゆえであるかといふと、それは必ずしもそうではないわけでございす。やはりそういう意味では総合的な判断といふものが要るうかと思ひます。ただ、そういう意味で、在来線の赤字といふものについても、そういう部分があるといふことは御指摘のとおりだと思ひます。

○上田(卓)委員 在来線の赤字の分は全部それから来ているということではない、イコールでないといふことだけれども、大方は関連してゐることは事実でありますから、それは言いわけにすぎない、私はそういうふうには思ふのです。

そこで、もう少し詰めた話ですが、国鉄の長期債務のそれが過大な設備投資あるいは利子が累積するといふことはもう明らかであるわけでございす。そこで、これから長期債務を借りておるか。幾つか大口があると思ふのですが、お答えいただけますか。

○室賀説明員 五十九年度末の国鉄の長期債務は二十一兆八千二百六十九億円になります。その主要な内訳でございす。資金運用部からの借入金が一兆一千五百六十八億円でございす。簡

易保険局からの借入金が七千三百五十八億円でございす。一般会計からの借入金三千四百二十五億円でございす。そのほか、民間の金融機関等を主体とした借入金及び鉄道債券、こういったものが九兆五千九百八十八億円でございす。これが五十九年度末の国鉄長期債務の主要な内訳でございす。

○上田(卓)委員 国労の方の試算でも今言われたような数字が出ております。例えば大企業とか銀行、そういうところで約九兆六千億の鉄道債を引き受けてゐる、こういうことです。それで年間七千億の利子収入があるようですね。

国鉄が累積赤字でもうやつていけない。分割・民営、普通の会社で言つたら会社更生法といふことになるのでしようね。そうすると、再建するときにはいろいろ債権者会議をやつて、ないじやないかといふことで、あなたのところは遠慮してやらう、どこは遠慮してもらおうと、どこは仕方がないから半分までもらおうとか、大体そういう話になるのじやないですか。普通の民間の考え方といくと。我々は分割・民営は反対ですが、仮に分割・民営するといふことになれば、債権者会議をやつて、みんな御遠慮願う、あるいは利子とか支払い状況とかいろいろ猶予するといふことがあつてしかるべきじやないのですか。その点はどうなつてゐるか。

○棚橋(泰)政府委員 国鉄の経営形態の変更は際しまして従来の長期債務をどういふふうには処理するかといふのは非常に大きな問題でございす。ただいま検討中でございす。いづれにいたしましても通常の会社と国鉄と違います。国鉄はやはり国でございす。したがうて、お貸しになつてゐる方々といふのは、国の機関である国鉄にお貸しになつてゐるというわけでございす。そういう意味で、通常の会社が倒産した場合の債務の処理といふものとはやはり趣が異なるのが当然であらうといふふうには考へております。

○上田(卓)委員 確かにそうですね。一般会計か

ら出ている三千億にしても、あるいは資金運用部の十一兆円、その他民間の借入金、鉄道債、これらについても、棒引きにしたいといふことにはならぬけれども、世間では一般的にそういう方法をとつてゐるといふことでありますから、支払い条件であるとか利子の負担等について、相手は国鉄なんです。民間じやないのですから、逆にまたそれだけ応分の対応があつてしかるべきではないかといふ意味で私は申し上げてゐるので、その点ひとつ誤解のないようにしていただきたい、こういうふうに思ひます。

そこで、時間の関係もありますが、幾ら赤字、赤字と言つても、こんな言い方はおかしいのですけれども、今ある赤字といふのは、老齢化社会の問題と同じように何か騒ぎ過ぎてゐるんじゃないのか。本当に長期債務の額と純資産、国鉄の資産を合わせた場合に、民間の倒産会社に見られるようなケースではなしに、十分やつてゐるのではないだろうか、こういうふうに思ふのです。

新事業に移管していく部門と、非事業部門の土地を売却するといふような話も出ておるようでございす。国鉄監理委員会で非事業用地は時価にして約五兆八千億ぐらい売却するのだ云々といふことが言われておるわけですが、この場所、もう既に利権のうわさが絶え間ないわけですが、私の選挙区にも国鉄の用地がたくさんあるわけですが、いづれにしても何平米と具体的な特定はできなくても、ただただ知つてゐてみんな知らないといふことの方が問題であつて、やはり売却予定の場所、地域はどこだといふことを国民に明らかにする方がかゝつて疑惑を招かなくなるのではないか、やみかみやみへといふこと自身が国民の疑惑を生み出すことにはなりはしないか、こういうふうに思ふのです。

そういう点で、非事業用地の売却五兆八千億といふことですが、これは簿価といふのですか、帳簿価格のどのくらいになつておるのですか。

○林政府委員 ただいま先生から御指摘ございしたように、私も、二千六百ヘクタール程度、大

体五兆八千億、この程度の土地は国民負担軽減という見地から売却対象とすべきであるというふう意見を出したわけでございます。

ただ、これにつきましては、私も個別、具体的に検討したわけではございませんが、それぞれについて売却するとすればどのくらいの価格で売れるだろうかというところで推計をして五兆八千億というふうに積み上げたわけではございまして、それぞれについての簿価、これは把握をいたしております。

○上田(卓)委員 監理委員会は簿価がわからない。それではどこがわかるのですか。国鉄当局はわかりませんか。非事業用地、売却する部分、それと売却しないが新会社に行く部分とありますね、その簿価。それから非事業部門のように売却すれば五兆八千億ぐらいという試算が出ているということは、新事業体に行く資産の時価、簿価も明らかにしなければならぬじゃないですか、どうですか。

○室賀説明員 監理委員会の御意見にあります二千六百ヘクタール、五兆八千億、この売却対象用地がどのような部分が出てくるかということにつきましては、意見に合わせていただいま全社挙げて作業中でございますので、そういったものが固まりませんと簿価そのものも出てこないということでございます。

○上田(卓)委員 おかしいですね。簿価というのは買ったときの値段でしょう。記録してないので、何年何月に何で買ったという値段でしょう。どうなんですか。

○室賀説明員 五兆八千億の具体的な内容につきまして、どういふ部分からどう出していくかという部分をただいま作業中でございますが、どういふ部分が出てくるかによって特定していかなければならぬわけではございますので、現在の段階ではそういったものは特定化されてないということでございます。

○上田(卓)委員 特定できないと言ったって時価にしたときには五兆八千億、二千六百ヘクタール、

それが出ているのでしよう。だから売却予定地を買ったときの値段というのはわかるのじゃないですか。なぜ調べてみなければならぬと——わかつているのだけれども発表できないという意味ですか。それではいつそれを我々に明らかにしていただけるのですか。

○林政府委員 私ども限られた時間の中で非常に膨大な作業をいたしまして、その場合、必要な作業だけに絞って作業をしたわけではございます。

そこで、ただいまの資産の評価の問題につきましては、六分割会社というものに引き継ぐ資産、このうちにはいわゆる事業用資産、これが大部分を占めるわけではございますけれども、事業用資産は簿価で引き継ぐということで、これはきちっと把握をしたわけではございます。さらに関連事業用資産がございまして、例えば駅ビルの底地でありまして、出資株式でありますとか、こういうものについては譲渡可能なものでございまして、これは時価で引き継ぐということでございまして、これは時価についての再評価をしたわけではございます。

さらに、旧国鉄に残して将来売却する資産につきましても、これは将来時価で売却するということは当然でございますので、その時価についての推計作業をそれぞれしたということで、必要な作業に絞って出しておりますので、その他の数字については集計をしていないというのが実態でございます。

○上田(卓)委員 どうもわかりませんね。いわゆる非事業用地、売却予定用地が二千六百ヘクタール。それでは、非事業用地も含めて、あるいは非事業用地を除く国鉄の全資産、土地は何ヘクタールあるのですか。

○室賀説明員 六十年一月現在の時点で約六万六千八百ヘクタールでございます。

○上田(卓)委員 事業用地だけでですか。

○室賀説明員 全所有地でございまして。

○上田(卓)委員 そうすると、国鉄の全所有地が約六万六千ヘクタール、そのうち非事業用地、売却予定が二千六百ヘクタール。二千六百ヘクタールは時価にすると五兆八千億ということは大体わかつているのですか。それでは、そのほかの資産も大体わかつてくるのじゃないですか。これは後からまた大蔵当局にも聞きたいのですが、民営・分割化をした場合は固定資産税を取らなければいかぬですね。そうした場合、評価しなければならなくなるでしよう。もう取る段取りで評価額というのは大体計算できているのじゃないですか。

○棚橋(泰)政府委員 先ほど来国鉄なり再建監理委員会からお答え申し上げておりますことを私もなりに御説明申し上げます。

国鉄の土地全体というのは、六万六千ヘクタールということではわかっております。そのうちの用地とどの用地を非事業用地として売却するかというところについては、面積としては二千六百ヘクタール、そのうち何用地がどのくらいという程度のお話は、監理委員会の中身で明確にされております。

ただ、具体的にどこどこにかにつきましては、監理委員会が独自に御計算になりまして、五兆八千億程度の売却が可能であろう、こういうふうなことで御意見をいただいたわけですね。現実には、これから私もその御意見を踏まえて、現在にございまして国鉄の用地を仕分けして、現実には五兆八千億の価格で売却できる用地が生み出せるかどうか、これは一つ一つ作業しなければならぬというところでございまして、この作業をいたしまして監理委員会の線の五兆八千億という非事業用地というものを区分したい、その作業をやっているということをお国鉄がお答え申し上げたわけですね。

それじゃ、いつの時点で中身が明らかになるかということではございませうけれども、現実には、分割・民営化したしますとそれぞれの会社に現在の国鉄から資産を引き継ぎます。引き継ぎ書というものを作成いたします。その引き継ぎ書という段階においては、現実にはどの用地を事業用地として引き継ぐか、逆に言うと、残りました土地が非事業用地として売却等の対象になるわけではございませう。

す。そういう形はその段階までに全部詰めて明らかにしたい、かように思っております。

○上田(卓)委員 いずれにしても、非事業用地、売却予定地はある程度特定できるから五兆八千億の数字が出ているのじゃないですか、平米数も出ているのですから。

監理委員会に聞きたいのだけれども、国鉄を民営・分割する、その前提として破産状況であるというのだけれども、それは負債の部分を整理する、そして、本来国鉄が支払うべきか国が肩代わりすべきか、あるいは今国鉄が支払えないので何らかの形をとるか、あるいは全然お先真っ暗か。というのは、同時に資産状況も明らかにしなければならぬのじゃないですか。資産状況と債務の状況、いわゆる貸借対照表、バランスがとれていなければいけません。民間の場合借金なんか怖くないですよ。これも資産のうちということで、資産があればいいわけですね。借金もかいた性のうちという言葉もあるように。そういう意味で国鉄はちゃんと資産があるじゃないですか。それをなぜ明らかにしないのですか。まず明らかにして、そして貸借対照表をつくって、それでどこを整理したらいいのか、あるいは最終的にどうするのかというところが出るのじゃないですか。先に結論が出過ぎているのじゃないですか。

○林政府委員 先ほど申し上げましたように、私も国鉄の事業再建法をつくるに当たりまして、もちろんいろいろな収支計算をしたわけではございますが、一体資産がどれくらいあるか、こういうことが当然その前提になるわけではございませう。ただその場合、関連事業用の資産、例えば駅ビルの底地あるいは出資株式、そういう本来譲渡可能なものは時価で引き継ぐ、それから資産のほとんど大宗を占めます事業用資産、線路とか駅舎、これはあくまで保有いたしまして事業の用に供するといふものでありますので、これは原則として簿価で引き継ぐということではございまして、それ以外売却資産は当然売却するときは時価で売却するわけですから時価で評価する、こういうふう

に仕分けをいたしまして、それを前提にあるいは貸借対照表をつくりましていろいろな採算を検討した、こういうことでございます。

○上田(卓)委員 新事業体に引き継ぐときは簿価、売却のときは時価、それはそれでいいようにも見えますが、新会社で株式を発行することによって、その資産がどれだけの資産になるのかということ、これは電電の場合でも一緒だと思うのです。だから、いずれにしても非事業用地は時価がわかっているのですから、簿価は当然わかっているわけじゃないかと思ふのです。それから事業用地は、引き継ぐものは簿価で引き継ぐ。それじゃ、簿価はわかっているはずでしょう。それを時価に換算するのに時間がかかるというのはいやですか。国鉄当局、どうですか。簿価で六十兆ぐらいですか、僕はよくわかりませんが、それと、そんな数字もあるのですか。買い値がわからぬというのはおかしい。

○室賀説明員 国鉄の全資産は十二兆一千億でございます。そのうち固定資産は九兆九千七百七十一億円でございます。

○上田(卓)委員 この十二兆というのは、非事業用地も含めて全資産のことですか。

○室賀説明員 先ほど、五十九年度末における貸借対照表上の全資産が幾らであるかということでございます。十二兆一千億ということでございます。

○上田(卓)委員 それは簿価ですな。

○室賀委員 それは簿価でございます。

○上田(卓)委員 それを時価で評価しなければならぬですね。簿価というのは昔の土地、安い土地なのだから、それは実態をあらわしていません。私がなぜ言うかという、二千六百ヘクタールの土地を時価で売ると五兆八千億、そうすると、簿価が幾らで五兆八千億に売れるのだということになってきて、それじゃ簿価が全体で、全資産が十二兆四であれば、大体何掛すれば国鉄全体の時価が出てくるのじゃないか、一応、おおよそですよ。

そういう意味で私聞いていますのですよ。片方であって、もう一方が片方でわからない、片方がわからなくて片方がわかっている、何かちぐはぐになつていくのじゃないですか。

○林政府委員 私ども、二千六百ヘクタール、五兆八千億というものは、これは時価で評価したものでございまして、これについては、具体的に個別の土地につきましてそれぞれ検討した結果でございます。

ただ、先ほど申しましたように時間の制約等がありまして、同じ土地でありまして、ある場所の土地を全部というわけじゃなくて、例えばそのうちのこの部分は売れる、これは売れないというふうなことがあるわけですね。そういう場合には、帳簿上は全体で簿価が出ておる。ところが、売らない土地と売れる土地について簿価をさらに仕分けしていくというふうな作業というのは、私どもとしてはそこまでする必要はないのじゃないか。それは、いわゆる売却対象資産については、実際の時価として幾らで売れるかということを推計することが私どもの目的でございますので、それに沿つて作業をしたということでございまして、さらに、現在それとやらその箇所については最終的に、具体的にどういうふうな仕分けをするかという作業は、改めて今政府及び国鉄において行われているわけでございます。その作業が全部終われば当然それについての時価、そのほか簿価についても明らかにしたいと思います。

ただ、この二千六百ヘクタール、五兆八千億という売却対象の土地というのは、例えば首都圏でありますとかそういう評価倍率の非常に高いところがありまして、簿価と時価との間の評価倍率、二、三千六百ヘクタールの評価倍率で全体の時価を推計することは恐らく不可能であろうというふうに考えております。

○上田(卓)委員 詳しくわからぬからということだから、それじゃ大体の比率を掛けたらどうか。本当は、これは個別に評価すればいいんです。

それは、いつまでに作業が終わるのですか。本来ならこれははっきりしておかなければならないのじゃないですか。それこそ、そんなこと言うから親方日の丸のと言われるんじゃないですか。簿価というのは名目なんだから、実体はやはり時価、現価ということになるわけですから、それを売るときに売らないとかいうことは二の次じゃないですか。売らぬの問題、売らぬ土地と売らぬ土地と分けてというよりも、まず全体で簿価が十二兆円ならば、運輸大臣が出られるということですが、大臣、今のこの議論どう思われますか。一回感想を述べてください。話が進み過ぎているんじゃないですか。(発言する者あり)

○山下國務大臣 非常に難しい問題でございます。私も実は率直に申し上げて、問題は事業用地と非事業用地は評価の仕方が違うと思うのです。つまり、レールとかいろいろものがあつて事業用地というものは評価される、問題は非事業用地の問題だ、私はお尋ねの件はそういう問題ではないかと思つておりますが、これはやはり国鉄当局がお答えになるのが一番正しいのではないかと、評価の基準については、これは政治問題ではなくて、積算の基礎というものはやはり国鉄にお尋ねになるのが一番いいのではないかと思つております。

○上田(卓)委員 いや、国鉄にも聞いているんだけれども、なかなか出てこない。その非事業用地は五兆八千億で二千六百ヘクタール、こういうふうに特定しているから時価はもう出てきているんじゃないか。そしてその簿価は何倍であるのか。その簿価がわかればある程度、事業用地はまだ売れるのじゃないか、どのくらい、新会社に移行するとなれば、どのくらいの時価にしたらどれだけの資産になるのかということは、これは大事じゃないですか、運輸大臣。これはどうでもいいんですか。

○棚橋(泰)政府委員 先生のおっしゃる御疑問はよくわかります。そこでちょっと私が御説明を申し上げたいと申し上げたのは、大臣が今申し上げましたように、鉄道用地のうち事業で使っており

ます部分というのは、例えて言えば、駅でお考えただけばかりですけれども、駅の周辺の地価が高いというのは、鉄道があるがゆえにその地価が高いわけでございます。したがって、その鉄道を撤去して売ってしまうとなればまたこの価格が落ちてくる、そういうことを大臣は今申し上げたわけでございます。

したがって、今回の場合には、鉄道用の事業用地は簿価で引き継ぐということになっておりますから、再建監理委員会が先ほど御答弁申し上げましたように、その部分のところは簿価の評価で当面は足りるのではないかと。問題は、先生の御疑問のように、その簿価で引き継ぐ事業用地以外の非事業用地、これはおっしゃる通りに、時価で幾らであるかということ、これは明確にしなければいけないと思つております。

それで、先ほど来御答弁申し上げておりますように、監理委員会の方ではそれを一応監理委員会なりにお当たりになりまして、その用地のうち売却可能な非事業用地というものは五兆八千億であるというふうな評価をされたわけですが、これも、これはあくまでも監理委員会の御評価でございます。これを受けて、国鉄と政府におきまして現実にどれだけのなるかということ、十分精査をいたしまして、新しい会社を引き継ぐまでには明確にいたしたい、かように思つております。

○上田(卓)委員 納得できません。質問できません。大臣が退席されるのなら私は留保します。そして後日、これはこの委員会でも聞かせてもらいます。それに答えられないのだから、これは本来なら答えてもらふ問題だと思うのです。恐らくこれ、あと少しやったら大臣は答えられないんじゃないですか。だから少し時間的猶予を与えまして、私の持ち時間を残します。私の質問はこれで終わります。あと別の機会にします。いいですか、委員長。

○越智委員長 ちよつと速記をとめて。

(速記中止)
○越智委員長 速記を入れて。

上田君の質問は三十三分残しまして、次に繰り越します。

続いて坂口力君にお願いをいたします。坂口力君。

○坂口委員 大蔵大臣がもう少しするとお見えになるようでございますので、少し質問が前後いたしますけれどもお許しをいただきますと思います。

今回提出されました共済年金の法案は、基礎年金部分の導入を行いますとともに報酬比例部分を厚生年金並みに整理をして、その上に職域年金を新設する、こういうふうな理解をいいと思うわけでございます。

そこで、この基礎年金部分は、財政的にも一本化されるわけでありまして、これは本当の一本化であります。報酬比例部分は形を、厚生年金と共済年金を同じように整えるというにとどまりまして、財政的にまでこれを一本化するというところまでは至っていないわけでございます。これからだんだんと報酬比例部分を形を整えて、そして民間のサラリーマンであってもあるいは官公庁の職員の皆さんであっても同じ形にするわけでありまして、将来、二階の部分も一本化するおつもりなのですが、それとも二階の部分は、形は整えるけれどもこれは別々のままで進めていくというおつもりなのですか、そこからひとつお聞きしたいと思ひます。

○増岡国務大臣 ただいまのお尋ねの問題も含めて、この共済年金法案を通過させていただいた後に、昭和七十年に向けての検討課題になっておるわけでございます。

○坂口委員 大蔵省の方はどうですか、それでよろしゅうございませうか。

○門田政府委員 やはりこれは大きな問題でございまして、今回の給付面での整合性を図った後、七十年に向けてどういうふうな持っていくか、そういう仮定の中で大きな検討課題だ、こう思っております。

○坂口委員 門田さん、今お答えになったのは大

きなこれからの課題になるというお話ではありましたが、大蔵省側としてできるだけそういうふうなしたいとかという意思表示ではないのですよね。なぜ私がこういうことを申し上げるかとお申しますと、共済年金の国共済の収支見通しを見せたいと思ひますと、現行のままでいきますと、二〇〇〇年ですか、昭和七十五年に非常に収支が悪化をいたしまして、昭和八十年ぐらいから収支は赤字に転落するわけですね。

今度の新しい、現在のこの法案が通つたと仮定をいたしますと、まあ通るか通らぬかわかりませんが、通つたと仮定をいたしますと、昭和八十五年に悪化をして、九十年から赤字に転落をする、新しい制度になりましたと、これでは十年ずれるだけの話なんです。当然のことながら、現行制度よりも改正案の方が、赤字になる率でありますとかその程度というのは決して悪くはありませんけれども、しかし、この収支見通しを見せたいと思ひますと、新しい制度になりましたと十年ずれて、十年間赤字になるのが先送りになるといふだけでありまして、現在審議されておるこの法案が通つたといひましたとしても、法律ができて上がつたといひましたとしても、いずれは赤字になる時期がある。それを考えますと、これは早い時期にやはり二階建ての部分も一元化をするということに踏み切らないと、国共済そのものが大変になるんじゃないですか。

○門田政府委員 ただいま計数を挙げて御指摘がございまして、御指摘のように、現行のまままいりますと昭和七十五年ごろから赤字になってまいりまして、その後はいわゆる賦課方式、毎年毎年の収支を合わせていく、そういう仕方では保険料率を上げていかざるを得ない、そういう方式へ移行してまいるわけでございます。

それに対して改定案によりまして、ただいまお話がありましたように、昭和八十五年度ないし九十年ごろ一時的に収支差が出てまいりますが、実はこれは現職公務員に非常に職員構成上のこぶがございまして、その山がこの辺にくると受

給者としての山になってまいるということでございまして、また昭和百年度ごろからは収支は黒字に戻る、一応こういう試算をいたしておりますが、これはこれの姿をいたしまして、やはり一元化の方向へという課題は課題である、こう考えております。

○坂口委員 課題であるだけではなくて、どうしてもその方向に進まなければ国共済の年金がなかなか維持できなくなることは、これはもう火を見るよりも明らかでございます。その意味で、先ほど申しましたように単なる形を整える一元化ではなくて、二階の方も一本化をしていかざるを得ないだろう、そのことを私は申し上げているわけでございます。

この法案が審議され始めました最初から、いわゆる国鉄の共済の破綻状態にありますことが取り上げられまして、大きな問題になりました。この国鉄共済をどこが支援をするかということ、繰返し繰返しここで議論になりましたので、そのことを私あえてここで申し上げようと思ひます。せんけれども、この国鉄の問題は、決して国鉄だけの問題ではなくて、共済全体が抱えている問題であり、あるいはまた、年金全体が抱えている問題だといふことが言えるかも知れないと思ひます。これは国鉄だけにとどまらず、いつかはこの姿が自分たちにも訪れる可能性があるということを示している、そう理解をしてもらなければならぬと思ひます。

そこで、本院の審議の終了までにこの国鉄の問題につきましても一つの決着をつけて発表をいたしていくことになっておりますが、どう考えましても、六十四年までの問題は別にいたしまして、六十五年以降のことを考えますと、いわゆる共済グループだけでこれを支援していくということは非常に難しい、それをはっきり言うか言わないかは別にいたしまして、これは私は非常に難しいと思ひます。

そういたしますと、これは国の方が国鉄共済につきましても支援をするか、さもなくば厚生年金

にお手伝いをいただくということにならざるを得ないわけでありまして、あるいはその両方の方向に行かざるを得ないということになるのではないかと申すわけでありまして、そういういたしますと、厚生年金を受けておみえになる民間サラリーマンの皆さん方といたしましては、共済の方は都合のいいときには自分たちでいいところだけつまみ食いをしてきたじゃないか、そして行き詰まったときに我々にそれを手伝えというのとは酷ではないかという議論が確かに出るわけでございます。アリとキリギリスに例えるのは失礼でございますけれども、どうも調子のいいときには大盤振る舞いをし過ぎたのではないかと、そして困ったときに我々に助けをくれと言ふのではないかと、こういう議論もあちこちで起こっていることも事実でありまして、そういうことを考えますと、ここで厚生年金に對しまして何らかの手を打たなければならぬ。大蔵大臣がそれはもう任せろ、国の方で国鉄は全部見ようとおぼんと胸をたたくのだったらこれはもういいわけでありまして、もしこの厚生年金に手伝いの手を差し伸べてほしいということ、その程度は別にいたしまして言うのであります。私、私は、厚生年金に對して何らかの手土産が必要と思ひます。キリギリスがアリに頼みに行きましますときには手土産が必要である、こう思ふわけでございます。そういう意味で大蔵大臣から、手土産としてはどんなものがあるかということ、考えられるものがありましたらお答えをいただきます。

○竹下国務大臣 まだどうするかということが具体化しない前に手土産なんというのを議論するわけにはいかぬじゃないかと、こんな感じがいたしております。胸をたたいて、任せておけ、一般会計でちゃんと処置するということになりますと、一般会計そのものはこれまた税というところといふ国民の負担でございます。したがって、いずれにせよ国民の理解が得られるような方法でこれに對応しなければならぬ。ない頭で、今の意見等を十分念頭に置きながら検討させていただきたい、こう

いう心境でございます。

○坂口委員 なかなかはっきりは大蔵大臣からは言にくいだろうとは思いますが、しかし実際問題として私はそうだろうと思うのです。

そこで、私の顔も三度という言葉がございまして、きょうは三回目の質問に立たせていただきました。財投の問題はことしになりましてからこれで四回やらせていただくと、どうもやらせていただく方といたしましては、きょうは引けるわけでございますが、その手土産と申しますのは、実は財投のことでございます。それで、御承知のとおり厚生年金の積立金が約五十二兆円に達しようといましてありますが、この積立金というのは一体これは何の金でございますか。厚生大臣は、これはだれのものかと思ひますか。国のものですか、それとも被保険者のものですか。

○増岡國務大臣 それぞれ加入しておられます年金加入者の財産だと思ひます。

○坂口委員 これは大蔵大臣も御異論ないと思うんです。税金でございますと、それはもちろん国庫に入りまして国のものということになるので、積立金は、貯金のように欲しときにおろして使うわけにもいかずという面がございまして。しかし、一たび出していただくまでそれは自由にはなりません。国のものというのでもないが管理は国がいたします。管理権は国にあるかもしれませんが、しかし、積立金そのものはこれは被保険者のものではないかと思ひますのでございまして。いかがでございますか。

○竹下國務大臣 法律上正確にどういふものかというところになると、私、よう答へられませんが、いづれにしても被保険者の方々の拠出金を国が預かりして管理しておるもの、こういうことではなからうか。いさか政治論的な答へになります。が、法律的にはどういふものかということになりますと、ちよつと答へできません。

○坂口委員 資金運用部資金法の第一条には、その目的が書いてございすけれども、「積立金及び余裕金を資金運用部資金として統合管理し、そ

の資金を確実に有利な方法で運用することにより、公共の利益の増進に寄与せしめることを目的とする。こう書いてございす。今さら申し上げるまでもなく「確実に有利」、こう書いてあるわけでありまして、今までの資金運用部資金の利用の姿を見ておきますと、これは確実に有利です。これは間違いないと言ひたいのですが、しかし中には焦げついたものもございまして、確実にあつたかどうかということも疑わしい面もあるわけですが、有利ということについては、どう考えましても有利に運用されたと言ひたい一面がございす。有利というのはどの程度をもつて有利とするのか、これもいろいろ議論があると思ひますが、共済年金の場合には一部有利運用をされておる。共済年金の一部運用の場合には有利と言われるのは、大体どのぐらい有利に運用されておりますか。

○門田政府委員 国家公務員共済の場合でございますが、実は資金運用部への預託も一部やつておりまして、また、組合員への貸付金、住宅ローンでありますとかあるいは貸付金もやつております。したがって、有利運用といひますと、今の二つを除きました比率といたしましては四六％ぐらいのものがいわゆる有利運用的な自主運用、こういうことになっております。

○坂口委員 この「国家公務員等共済組合の資金運用実績」を見せたいと思ひますと、「定期預金等」というのとそれから「有価証券」というのがございす。この辺が有利運用になるのだからと思ひます。この二つは、大体運用利回りはどうのぐらひになりますか。

○門田政府委員 五十九年度の場合に全体の平均運用利回りが六・九％ということになっております。これは先ほどの運用部預託とそれから低利の組合員貸し付けを含んだものでございまして、お尋ねの分類によりますものは今ちよつと調べてまいります。

○坂口委員 調べてもらつておる間に話を進めませんが、これを見せたいと思ひますと、「国家公務員

等共済組合の資金運用実績」というのは、運用利回りとして六・九％、こう書いてあるのですが、これは全部ひくくめての話だろうと思ひます。いかに国共済も運用利回りは低いですが、言わばかりの姿になっておるわけですが、これはどうもおかしいので、二番資産としてとりわけ定期預金や有価証券にされてあるもの、その運用利回りというものはこんなことはないだろう。定期預金と有価証券両方とで大体全体の三分の一ぐらいになりますか。そのぐらひの運用をなさつていくわけでは、これは平均いたしますと少なくとも七・五以上ぐらひにはなつてゐるのではないだろうかと思ひます。ちよつとそれを調べていただいて……。

大臣、調べていただいております間に少し議論を戻したいと思ひますが、確かに積立金と申しますのは、法律的にはだれのものかということの判断は難しいと思ひますが、しかし、これはいわゆる被保険者が出されたものでありまして、その管理、運用は国に任されてゐる。少なくともこれは被保険者に権限のあるものなんでしょう。これは被保険者の例へば中小企業の方々が住宅ローンですとかそのほかの事業資金を借りられますのに、恩給担保貸し付けというのがございす。これは一人につきまして百九十万円までございすけれども、恩給それから共済年金等を担保にいたしまして金を借りることができるといふわけでありまして。国民金融公庫の恩給担保貸し付け実績を拝見しますと、五十九年度で二十万三千二百八件、額にいたしまして千三百三十三億七千三百万円、これだけの額に上つております。こういうふうな恩給担保貸し付けというのがあるぐらひでございすから、これは個人、個人と申しますと、被保険者に対する権限が残つてゐるといふ一つの証拠でもあるだろうと思ひます。そういう資金でありますから、これを確実に有利に運用しなければならぬことは当然でございす。現存までの財投の物の考え方、資金運用部資金の運用の考え方といひますのは、借りる側に立ちまし

て、借りる側に非常に低利で、そして確実に使つていただく、こういう立場に立つてきてゐるわけでありまして、資金運用部資金の資金を使ひますときに、これを出してもらった人たちの立場と申します。被保険者の立場に立つてできるだけ高利にこれを運用するといふ考え方はその中に非常に少ないわけでございます。そこで、これをもう少し方向転換してもらふ必要がある、もう少しこれを出した皆さん方の立場に立つて運用するといふ考え方が導入されてしかるべきではないだろうか、私はそう考へる一人でございます。

この資金運用部資金がいろいろの形で使用されて、そして自主運用という形ではなくて現在の形で、日本の財政の中で、あるいはまた社会的な資本を充実させるという意味で、大きな役目を果たしてゐることは私も率直に認めるものでございす。しかし、これをすべて使ひ果たしていつて果たしてゐるのであらうか、そういう疑問を強く持ち続けてまいりましたが、厚生年金の方も国民年金の方も新制度になりまして、そして出発はいたしますものの、昭和七十五年から八十年ぐらひになりますと、財政は新しい年金制度におきましてもやはり非常に逼迫をするわけがございす。したがって、どうしてこれを乗り越えていかなければならぬ。それを乗り越えていこうと思ひますと、やはり自主運用ということが問題になつてまいります。厚生省の方は、この前も申しましたように研究会を開いておみえになるわけですが、大体毎年一兆円ぐらひ自主運用をするとして、ちよつと七年間になつてゐますが、七年間だんだんふやしていくということになりますと、どのぐらひの利息になりますか。試算はございすか。

○丸山説明員 お答えいたします。毎年二兆円で七年間、累積でございす。運用しますと実績は幾らかという御質問でございす。私ども、来年度の要求をしております高利運用案におきましては、現在の厚生年金基金の運用利回りが平均八・六でございまして、それと資金運用部預託金利の差が一・五％ほどござい

す。その差一・五%を七年間で複利で運用いたした場合には、要求額四兆円でございますので、年度六百億、七年間で四兆円でございます。二兆三千億でございますが、先生御質問の二兆円になりますと、単年度一・五%掛けますと三百億でございますが、七年間になりますと、複利計算でございますので、ちよつと手元に資料がございますが、それなりの金額になろうかと思つております。

○坂口委員 二兆円を超える大きな額になるといふことでございまして、それは当然のことだらうと思ひます。総理府の中に資金運用審議会というのがあるといふことを、大蔵大臣からことしの春でございましてか御答弁がございまして、そしてきよう実はそのメンバーを見せたいだいで、その目標とするとちよつと拝見したわけでございまして。大蔵立派な先生がずらりと並んでおみえになります。この資金運用審議会の方はむしろ資金運用部に入りまして資金をいかに運用するかといふことに対する議論の場でありまして、財投そのもの、そしてその中に含まれる自主運用なら自主運用をどうするかといふ話には少し向かない審議会のようにも思われるわけでございまして。

大蔵大臣はその辺のところは十分御存じの上でございまして、思ひますし、先般もここでこの議論をいたしまして、それは財投そのもののあり方の問題だといふ御指摘がありましたけれども、私もそう思う一人でございまして。厚生省の中には自主運用の研究會が生まれ、そして大蔵省の理財局の中にはその研究會が存在する、こういうことでございまして、これ以上になかなか進んでいかないといふことが、先日議論の最終の結論でございまして。いろいろと資料を見せていただいておりますと、昭和五十四年の十二月に、昭和五十五年の予算編成に際しまして、積立金の運用の改善についていろいろ決定をいたしてございまして。その中に、大蔵省に年金資金懇談會を設置するといふのがございましてけれども、これは、その後どうなつておりますか。

○窪田政府委員 年金資金懇談會は、開催の回数は少のうございしますが、財政投融資の編成のとき、あるいは、先般も実は預託金利を引き下げさせていたいただきましたが、その節も開いていただきました。御意見を伺ひ、資金運用部資金の中に年金資金を預託していただいているという立場からいろいろ御意見をいただいている次第でございまして。

○坂口委員 そうしますと、これは積立金の運用全般についてつくられたもので、理財局長さんのところへございまして研究會とは別ですね。

○窪田政府委員 これは全く別でございまして、先ほど御指摘のような経緯に基づいて年金資金をお預かりしているという立場から御意見を伺つてゐるものでございまして。

○坂口委員 余り時間もありませんので、ぼつぼつきよの結論を導き出さなければならぬと思ひますが、いつも議論はここまでは来るのです。ここから先が進まないわけですね。大臣が先日、財投全体のあり方、郵便貯金の問題もある、こういうふうになつてしまつた。ただ、私考えますのに、確かに郵便貯金も大事な問題でございまして、郵貯の自主運用といふ問題も出てゐることは事実でございまして、預け入れそれからそれを引き出すといふことが自由にできる貯金と、一度入れてしまつたらもう出すことはできない年金とは若干意味合いが違つても私は思ひます。これを乗り越えていきますのに金融の自由化とあわせてどうしても考えなければならぬ時期に來てゐる。金融の自由化、金利の自由化で金利が非常に大きく動きます中で、この五兆円になんかんとする積立金だけが金利が固定化されて動かないといふのは、まことに不自然でありますし、それはいつまでも許されることではないだらうと思ひます。それらも含めてこれはどうさされるのか。理財局長さんのところの研究會で済むものなのか。そして大蔵省は大蔵省、厚生省は厚生省で別々にやつていて済むものなのか。また、この運用につきましても、一部におきましては国鉄には八兆円を超す貸し出したままの焦げつき、

焦げつきといふと大変言葉が悪いと思ひますけれども、そういうお金もある。それから、予算が非常に厳しいといふこともありまして、この財投の使い方につきましましては、財投の本来の姿勢からするならばこれは少し行き過ぎではないかと思はれるような使い方も見られる。これらのことがありまして中での問題をどう決着をつけるか、これはどうしても結論を出さなければならぬ時期に來ておるといふふうに思ふもので、あえてここでもう一度私は取り上げさせていただいたわけでございます。この辺で大蔵大臣に腹の中を打ち明けたところをお聞かせいただく以外にないだらうと思ひます。

○竹下國務大臣 何度か御質問をいただいて、その間もそう進歩したお答えもしてないといふのが実態でございまして、資金運用審議会は御指摘のとおり性格を持つておりますので、いわば財投のあり方についていふことになると必ずしも適切であるかどうかといふことについて幾たびか疑念を申し上げてゐるわけですね。したがつて、まずは部内で勉強してみようといふので、理財局長の私的諮問機関としての財投研究會、これには一つの方向が期待できるのではないかとこのふに思つております。

その後は、整理してみますと、臨時行政調査會から財投についての指摘を受けて、臨調の延長線上でも申しますか、それがいわゆる行革審でございまして。行革審におきまして今特殊法人のあり方という角度から御検討をいただいております。私には一つの適當な場所だとは思つております。そうすると、行革審から意見として出されますならば、あるいは新しく場所を設けて審議なさうといふ意見になりますのかそれは予測できませんけれども、行革審で今やつていただいているのが、私と坂口さんが問答しながらいつも言つておる問題点にはとりあえずは一番適しておるんじゃないかな、こういう感じがしております。ある意味において第三者機関なものでございまして、

(委員長退席、中川(秀)委員長代理着席)
○坂口委員 行革審の中で特殊法人とおっしゃつたのですか、特殊法人についての議論をされてゐるといふことが財投の問題と結びついてくるのかどうか。どうも日本の国の中でアメリカの話をするような気がしてならないわけでありまして、必ずしもそれが適當かどうかといふこと、ちよつと私もここで意見を言ひたいといふわけでございまして。適切であるかどうかといふことはちよつと言ひたい。むしろもう半刀直入にこの問題については早急に政府部内で意見統一を図られて、その場をつくられるといふことでなければ、その場しのぎになる可能性が。一方においては、もう年金の財政に火がついてきてゐる。この資金運用については低利運用だけれども、しかし、その分は国庫負担で補いますよ、こつ言ふのならそれはいいわけですね。けれども、国庫負担はこれ以上でございまして、これであるならば、そこに少しも自主運用の道があつてしかるべきではないか。また、それがあつていかないかといふことによつて国鉄問題も決着できるかできないかといふことの大きな分かれ目になつてくるのではないかと、私はそんなふうに思ひます。

どうも大蔵大臣の今の御答弁では少し物足りない。大分遠慮して申し上げておるわけで、かなり物足りないと思ひます。これは緊急を要する課題だと思ひます。本院の審議中の最終に国鉄問題だつて決着つけてもらわなければならぬわけですね。そのときに、もう少し知恵を絞つていただいて、具體的なことをある程度言つてもらわなければならぬ。言つてもらわなければならぬといふことになると、財投の問題もどうして決着をつけないければならぬ問題になつてくると私は思ひます。この辺を素通りして、何も言はずに、そしてすべてはお願ひをしますといふことを厚生年金に言ふわけにはいきまい、私はそう思ひます。その辺のところを私は緊急にお詰めをいただきたいと

思いますので、もう一度御答弁をいただいてこの問題は終わりにしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 確かに、今申しました行革審で御審議いただいているのは特殊法人の見直し作業、そうすれば、財投を使う客体が特殊法人でございいますから、それは財投運営の中に当然反映されていくであろうという事は言えると思ひます。

もう一つ、今ちょっと私自身気がつきましたのは、資金運用部資金でいわゆる地方債なんか出しているわけですからこれは余り特殊法人と関係ないなと思つたわけでございいます。

それと同時に、御指摘がありました金融の国際化、自由化の問題。年金の有利運用と申しますか、自主運用と申しますか、融資範囲の拡大と申しますか、そういう面と、金融の自由化なかんずく金利の自由化が始まっていくという面、そうして今日まで第二の予算として機能しておる財投機関、この三つの面から議論してみなければならぬという問題意識は、議論すればするほど問題意識としてはひとしくしているのではないかな、私もこういう感じがいたします。したがって、どのような形で議論を進めていくか、連年予算編成のときに要求に基づいて運用問題を議論して、結局継続審議になつてずっと続いておるといふことでございいますので、その辺今おっしゃつたような御意見等を参考にして、もう少し勉強の時間を与えてやつてくださいます。にわかにこれはこういうところをやりますというやうなことは、ちよつと私も即断しかねます。

○坂口委員 理財局長のところで随分勉強はしていただいているわけでありまして、大体いつまで勉強したらいいのかわかるといふことも限のない話でございいます。別にゆつくり構えて議論をしておつて済む問題ならば、それはよろしいと私も申し上げたいのですが、これは緊急を要する課題であるだけに、そういったゆつくり勉強させてくだささいというところでは済まない。二年も三年も浪人をして人々が勉強しているやうな調子にはい

ないだらうと思ふのです。これは、早々に決着をつけていただかなければならない問題だらうと思ひます。

そこで、これは委員長に御質問——質問というわけにはいかなからお願いを申し上げますが、この大蔵委員会には金融問題、それから財政問題等の小委員会がございいます。政府の方にも財投の問題をいろいろと考えていただく場をつくつてほしい、つくるべきだといふことを要請をいたして

おりますけれども、今お聞きのようになかなか遅々として進まない。そこで、大蔵委員会の中に財投問題小委員会というのを次の国会からぜひつくつていただきたい。そして、政府の方が動かないのなら国会がこの問題を動かしていく、ひとつこういうふうな姿勢でいきたいと思ひますが、いかがでございいますか。

○中川(秀)委員長代理 私は代理でありますから、委員長とよく相談をいたしまして、また、理事會で各党それぞれ相談をいたしましてこの問題は取り扱いたい、かように存じます。

○坂口委員 ひとつそれはよろしくお願いを申し上げます。

それでは話題を変えますが、もう一つだけ聞きをして終わりにいたしたいと思ひます。

先ほど高齢社会あるいは高齢化社会のお話が

出たおりました。この高齢社会または高齢化社会を乗り切るために一番大事なことは何か。私もずっと考えておりますが、厚生大臣は担当大臣として、どうしたら高齢社会を乗り切れるのか。先ほどお話がございましたとおり、高齢化する割合が多くなる、高齢化の部分が少なくなつてきて、今度は逆に若年層のところが少なくなつてきて、そして十五歳から六十四歳までの人口と高齢化しておるところと若年層とを足したところとを比較すると、パーセントはこれからもう変わらないう議論がいつまでございまして、事実そうだらうとは思ふのです。しかし、高齢化してまいりましたこのところは、子供とはまた違つたいろいろな問題を抱えていることも厚生大臣御存じのとおりでございいます。これを乗り切るために、一言で言うならどうしたらいいとお考えになりますか。

○増岡國務大臣 一言でと大變難しいお尋ねでございいますけれども、少なくとも社会的な負担で生きていく人口を減らすということがまず大事ではないかといふふうに思ひます。

○坂口委員 名答弁でございまして、批判は差し控えたいと思ひますが、私は、六十歳代の人がいかに元気に生き得るかどうかがということが高齢化にするかしないかの分かれ目だと思ふのです。大蔵大臣や厚生大臣はその年代に達しておみえになるかどうか存じませんけれども、いよいよこれから山場に差し加つて大きなことをやろうとなされる方と、六十歳になつたら余生を楽しもうと思

われる方、いろいろあるわけでございます。これから大詰めの仕事をなさろうという方は氣も張つておりまして心身ともに元気でございいます。しかし、一般的に申しますとそうはいかないわけ

でございます。六十歳代というのは、医学的には非常にばらつきのある世代でございます。お元氣な方は、五十歳代、四十歳代と余り変わらないお元氣さをお持ちになつておる。ところが、非常に老化の早い方は、体力あるいは氣力も非常に減退をされるという時代でございます。非常にばらつきが多い時代でございます。で、得る限りこの六十歳代を元氣により多くの人が切り抜けるということになり得れば、人口構成から見まして、六十歳代が元氣であるならば日本は高齢化社会の心配はないわけでありまして、一にかかりまして、夢の六十歳代にするかそれともミゼラブルな六十歳代にするかによりまして、高齢化社会云々の問題は分かれてくると思ひます。私は一人でござい

ます。

そこで、年金につきましても、より元氣に働く六十歳代といふものをつくることにもう少しバックアップをする年金制度であらねばならないのではないだらうか、そんなふうに考えております。厚生年金それから共済年金のいわゆる減額支給の部分でございいます。これは何年金と言ひますか。

一部働いていて——在職老齢年金ですか。この在職老齢年金を見ても、共済年金の方は今までの本法の中に在職老齢年金の項目がございまして、七十七歳でございいます。ここにございいます。今度の新法と申しますか、今出された改正法案の方は、これは本法になつて政令になつてゐる、こ

う聞きまして、どうですか。

○門田政府委員 先生お尋ねの七十七歳は、他制度へ移りました場合の年金の支給を一部停止する、こ

ういう条項でございいます。それで、これにつきましては今回もそのような扱いをいたすわけ

でございますが、その具体的な中身は政令の方で具体的に規定をしてまいります。

○坂口委員 減額退職年金は……。

○門田政府委員 それは、所得制限に應じた退職年金の一部支給制限と通常言つております。

○坂口委員 それは、本法に入らなかつた、具体的な支給制限を政令でいたします。

○坂口委員 それで、今までの共済年金ですと、給与が六十万を超えなければ年金が減額されることとはなかつたわけですね、現在の共済年金は。これが今後どうなるかわかりませんが……。

したがしまして、例えば給与が六十万で年金がもし二百万あつたといふと、共済年金でありますがと年金は六十万円支給されまして、したがつて六十万に六十万を合計いたしました額が支給される。しかし厚生年金の方でございまして、厚生年金は十五万円で二割支給といふことでございいますから、この辺を超えてまいりますと年金はなくなつてくるというところでございいますから、六十万もの給与がございましては厚生年金は全く支給はされません、これは給与だけということになります。

それから、もう少し額を下げまして、では年金を月十五万ずつ、年間百八十万もらつておみえになります方が給与をまた十五万ずつ、年間百八十万で再就職なつた、こ

でございますからこれは二割支給でございますし、そうしますと年間百八十万が三十六万になるわけでございます。そして、給与が百八十万でございまして合計いたしまして二百六十六万、月十八万ということになるわけであります。ところが、この共済年金の方は、これぐらいの額でございまして年金は九々支給されますから百八十万、そして給与の百八十万を合わせまして三百六十六万、月三十万が支給される、現在こういう差があるわけなんです。この辺のところが今後どうなるのかというところに一つの興味を持っております。

それは、この年金制度に三階建てができましたように、この辺のところにも若干民間サラリーマンとの差をつけるのか、それとも今後は形を一つにするのですから民間サラリーマン並みにしてしまふのか、それはどういふおつもりであるかというのをひとつお聞きしたいと思います。

○門田政府委員 ただいま先生からありましたお話でいろいろな数字はそれでよろしいのですが、一つだけ前提がございまして、公務員の場合は公務員をやめて民間会社等、つまり厚年グループへ行つたときにそういう所得による支給制限を行う。それから、民間会社の人につきましては、非常に所得の低い人はその会社にいながら年金が一部もらえるという制度がございまして、民間会社の人がその会社をやめまして共済年金等の適用を受けるような第二の就職をした場合には、厚生年金は九々支給される、制度としてはそうなっております。ただ、そういう例は余りありませんで、そこで実際上のバランスをとるということで共済の方だけがそういう制度を現在やっておるわけでございます。

それで、お尋ねの今後どういふふうにするつもりか、こういうお話でございまして、やはり共済組合を離脱しまして他の公的被用者年金制度に入つた場合につきまして、全然支給しないということもできない話でございまして、今考えております考え方を申し上げますと、現職公務員の平均的な所得は四百数十万円ぐらいでございまして、

が、そのくらの所得の人は年金額の二分の一の支給停止をする、これを基準にいたしまして、それより所得の高い人には支給停止の割合を高めていく、それから、第二の職場へ行きましてその平均的所得よりも所得が低い人には、支給停止割合を少なくしていく、こういう形で実際のバランスをとろう、こう思っております。

(中川)秀委員長代理退席、委員長着席

○坂口委員 私がこのことを質問した一つの理由は、これは厚生年金においても共済年金でも同じでございますが、例えば六十歳なら六十歳で定年を迎えられて再就職された場合に、再就職をしても年金額が減額されますために、これは特に六十歳から六十四歳までの間だと思ひますが、減額されますために、働く場所はあるのだけれども、働いても総合計をすれば決してふえない、ふえても一万か二万しかふえない。例えば先ほどの給与と年金が十五万、十五万の人なんかは三万円しかふえないわけでありまして、それだったらもう遊んでいふかという人も一般には非常に多いわけでございます。

その六十歳を過ぎた人たちが、定年退職をされて、そして仕事を持たずにぶらぶらしておみえになるといふことは、心身ともに非常に老化を加速させることに結びついてくる。夢の六十歳代をつくり上げようと思ひますと、どうしてもこの人たちがより希望を持って働く場所を持っていたら、減額は多少あつても働いた方がより意味があるという体制をつくることの方が、一人の人に減額する額は少なくなるかも知れませんが、全体で見ると年金財政にとつてもプラスではないだろう、私はそんなふうには考えます。

厚生年金の場合も、二割、五割、八割と支給の減額の割合が大まかなですね。九万二千円から四万五千円までは八割、十二万六千円から九万八千円までは五割、十五万から十三万四千円までは二割支給、こういうふうに大まかでございまして、これはもう少し細かな段階にできないだろうか、

か、そして働く人たちが、働けば給与と年金をもつて、やはり働いたという実感が持てるような感じにならないだろうか。共済年金の方も、これからは考えられるとするならばその辺のところを生かす形で結論を出していただきたいというのが私のお願いでございます。大蔵大臣並びに厚生大臣に御答弁をいただきまして、終わりにしたいと思います。

○竹下國務大臣 まさしく今おっしゃつたような制度を考えよう、こういうことであるわけでございまして、御趣旨を十分体して対応してまいります。

○増岡國務大臣 御指摘の問題につきましてはかねてからいろいろ御議論のあるところであります。関係審議会におきましてもその基本的な仕組みについて御議論願つたわけでありますが、今回の改正におきましては、現行制度の仕組みを踏襲させるを得なかつたということでございまして、なお、弁解がましゅうございまして、六十五歳に達したときには全国民に老齢基礎年金を支給することから、厚生年金においても在職のいかんにかかわらず老齢年金を全額支給することにいたしました。

いずれにしても、在職老齢年金の仕組みがより実態に沿つた合理的なものになるよう今後とも検討してまいりたいと思ひます。

○越智委員 先ほど答弁のできていなかった分について答弁させます。門田審議官。

○門田政府委員 先ほどお尋ねのございました国共済の資産運用の中で有価証券等に対する運用利回りでございますが、五十八年度は七・八二%、五十九年度は七・五一%でございます。

○坂口委員 これで終わりにさせていただきますが、委員長が先ほど留守の間に委員長にお願いをした件がございまして、ぜひひとつよろしくお取り計らいをいただきますようお願いを申し上げます。

○越智委員長 わかりました。

○坂口委員 どうもありがとうございました。

○越智委員 米沢隆君。
○米沢委員 きょうは同僚の玉置君の持ち分の時間を消化するために、私がかわりに質問をさせていただきます。

質問の方は、この前質問いたしました残りの分について若干質疑を続けてみたいと思ひます。

最初に、職域年金の問題でございまして、御案内のとおり、新法によりまして、共済年金のうちの職域年金については、組合員期間が二十五年未満の者は二分の一しか支給されない、こういうような規定になっておりますけれども、これは一体どういふような発想で出てきた考え方でございましょうか。

○門田政府委員 職域年金部分の年金設計は、共済年金制度が公務員制度等の一環としての性格を持つていふことにかんがみまして設けることとしておるわけでございまして、したがひまして、その設計に当たりましたは、公務等に長い期間貢献した者に対して手厚く報いるというところが制度の趣旨に合致している、こういうふうな考えられますから、長期勤続者、これは公的年金の一般的な資格要件が二十五年でございまして、この二十五年を満たした者に対してより高い年金水準を設定する、こういうことになつたわけでございまして、

なお、国家公務員法百七条にも「相当年限忠実に勤務した者に退職年金を支給して」と、こういう考え方が述べられておまして、では勤続期間が短い場合支給をしなくてもいいのかという議論もありましようが、そこは職域部分といえども二分の一の見合ひは給付を行う、こういうことになつたわけでございまして。

○米沢委員 今まで年金受給資格は二十年あつたらよかつたわけですね。それを今度の法律で二十五年に引き延ばす。約三十年かけて二十五年に、五年延ばしていくわけですね。したがつて、直近の、年金をもらい始める人は、大体組合員期間二十年であらばもらえる人ですね。今おっしゃつた二十五年というのは三十年先の二十五年でありまして、今からそれこそ五年か十年という

人なんかは、二十年共済掛金を払っておればもらえる人ですよ。そういう意味で二十五年未満が実は余りにも先取りなことでございまして、セツトするにしても二十年未満ぐらいのところでもまずやめるべきだ。同時にまた、加入年数によって減額されていくわけですから、何も今度は二十年とか二十五年などというけちなことをつくらずに、もしできればこれはみんなお渡しするのが本来筋ではないかな。こう思うのです。確かに退職金あたりは長期勤続に対して恩恵的、論功的な部分があつて、それが加算されるという制度でございまして、これはあくまでも社会保険制度ですからね。それを皆さん方が退職金をやるようなつもりでカットするのは当然だという議論はちよつと行き過ぎた議論ではないかな、私はそう思うのです。

同時にまた、職域年金というのは公務の特殊性から出てきた、こういうことでございましてけれども、この公務の特殊性というのは勤続年数によつてそんなに変わるものですか。一年でも二年でも、就職されて二年生であつても三年生であつても、これは公務の特殊性を求められるわけですよ。だから、長年働いたら公務の特殊性が強くなって四、五年だつたら公務の特殊性は薄いなんて、そんな議論はないでしょう。これも何か論理の一貫性が欠けておるんじゃないかな、こう思うのです。あわせて、わかりやすく具体的に答えてもらいたい。

○門田政府委員 実態から申し上げますと、現在、公務員で退職される方、年齢的には五十九歳ぐらいというような数値になっておりまして、かなりの期間これは勤務されております。したがいましめて、大多数の方はこの二十五年という要件はもうパスされておる方である、こういうふうにご考慮のわけでございます。

それから、公務の特殊性が別段増すということではないと思いますが、公務員法にもありますように、「相当年限忠実に勤務した者」という考え方もやはり一つ尊重されていいのではなからうか、

こういうふうにご考慮の次第でございまして。

○米沢委員 社会保険制度と退職金の差は、
○門田政府委員 退職金と社会保険との相違というところでございまして、退職金は、長年の勤務に對しまして公務員の場合ですと国の方から、これはいわば全額国費でもつてその長年の功勞に報いる、こういう思想がはつきりしておるわけでございます。

職域部分は社会保険でございまして。社会保険の仕組みをとりながら、しかし、その考え方の根っこにそういった相当年限忠実に公務に従事したというのを置いておる。そういう意味ではやや両方の意味が折衷的に入つてきておりまして、全くの社会保険の仕組みで、全くの社会保険として出していく、私どもの設計図でいいますといわゆる二階部分とはやはりそこは若干性格に相違があると考えてもいいのではないかと、こう思っております。

○米沢委員 これはもう、二十五年未満は二分の一にするなどということはやめたらどうですか。
○門田政府委員 審議会その他いろいろな議論を踏まえて、共済全体として設計したものでございまして、先生のお考えは確かに一つの考えだと思ひますが、私どもとしては原案をお願いしたい、こう思っております。

○米沢委員 二十年で退職して受給資格を持たれた方が、ちよつと休んでそれからまた公務員グループのところへ勤め、そして結果的には二十五年以上働いたということになれば、これは職域年金はどういう支給の仕方をされるのですか。

○門田政府委員 その場合には、両方通算いたしまして二十五年を超えておれば千分の一・五を支給いたすわけでございまして。

○米沢委員 この問題はまた後に議論を残しておきたいと思ひます。

それから、国鉄共済の問題についてちよつと積み残しの点をお聞かせいただきたいのでございまして、国鉄共済は、御案内のとおり財政調整期間中だということで、職域年金部分も支給されない

し、みなし従前額保障という制度も適用されない、こういうことになっておるわけでありまして。今後国鉄改革に伴ひまして多くの職員に對して希望退職を募つていかねばならない、そういう状況の中にあるわけで、職域年金もだめ、みなし従前額保障も行わない、こういうような議論は、希望退職を募るなどという事態そのものを逆に非常に難しくしていくのではないかな、こう思うのですが、これはそういう意味では政府の政策として一貫性が無いものだと我々は考えざるを得ないと思ひます。その件に關しまして大蔵大臣の御見解を聞かしていただきたい。

○竹下國務大臣 今回の改正は、国鉄共済につきましては全く厚生年金と合致するという基本のもとにつくつたわけですね。

それで、私も若干米沢さんと同じような角度で疑問に思つたことがございまして、一つは、これを提出いたしますまでの状態、その後出てきたのが国鉄監理委員会の意見でございまして。したがつて、あくまでもこの法律をお願いした段階におきましては、将来の一元化というものを旨として段階的に進めていくという考え方で、すべてを厚年の方へ合致していくという考え方で進めたわけでございますから、今の現象面をとらえた場合に、個々の人によつてそれは事情が大変違つてございまして、私には、米沢さんがおっしゃるとおり希望退職の問題とこの問題は相反するところまではちよつと不勉強でございまして。

○米沢委員 国鉄の方はどうですか。
○澄田説明員 今の希望退職との関連につきましては、私どもの方で目下検討させていただいております。真つ最中でございまして。

○米沢委員 真つ最中だと言ふが、もう職域年金部分は支給しないと決めて、みなし従前額の保障も行わない、そのものが希望退職について何か障害になつていくのではありませんかと聞いておるんです。こんなものは後から検討されてもどうしようもないんだ。

○藤田説明員 ただいまの御質問につきまして、実は特に今年度の問題が当面あるのでございましてけれども、今年度のうちに退職をする方は、新しい法律が通る前ということで、年金の面で今のような御指摘のいろいろな支給面の不利な点と申しますか、そういった点がございませぬので、今年度やめる方が得であるか、あるいは来年度に入つて、例えば来年度の四月一日付でやめた方が退職金の面で有利になるものですか、その方が得か、その辺の兼ね合わせがございまして、どちらが得かは、実は勤続年数ですとか給料の高い低いというものによつて、個人個人によつてそれぞれ差がございしますので、その辺の兼ね合いを今検討中ということでございまして。

○米沢委員 職域年金部分については今後支給されない、みなし従前額保障もしない、このことは希望退職を今から募られて一生懸命減量されていくこととする国鉄のこれから動きに對して阻害要件にならないのかと聞いておるわけですね。ならば、理由はにしないというところで、そんなもんは理由にしないといふことで、どんなやつてもらわなければいけませんから。

○藤田説明員 お答えいたします。その点は特に阻害要件になるものと考えておりません。

○米沢委員 阻害要件にならないと、さうでございまして、それから、しかと承つておきたいと思ひます。それから、国鉄職員は定年制がございませぬ。そういうことからいへば、肩たたきの勤奨割り増しもないわけにございまして、これからかなり大量の退職をねらつておるといふ意味からは何か新しい制度をつくる考えがあるのかないのか。

○澄田説明員 国鉄には定年制はございませぬが、人事運用の調整を図るために、五十五歳で大多数の職員の退職数を確保すべく退職の勧奨を行つております。この場合、国家公務員等の退職手当法の五条の整理退職を適用いたしております、自己都合の場合に比べますと優遇措置をとつておるといふ状況でございまして。大体三割ないし

四割程度かと思われます。

ただ、定期制がございませんので、公務員のような早期退職の割り増し制度の適用はございません。しかしながら、勸奨割り増し制度につきましては、去る十月十一日に行われました「国鉄改革のための基本の方針について」の閣議決定の「退職時の給付の臨時の特例について立法措置を講じる」という趣旨を受けまして、現在関係省庁と折衝を行っている段階でございます。

○米沢委員 次は給付について若干質問をしたい
と思います。

この共済年金の配偶者は、厚生年金のグループに比へまして国民年金の任意加入が大変少ないですね。これは一体どういう理由なんですか。それで、今何人くらい任意加入しておるか、これをちよつと教えてください。

○長尾政府委員　お答えを申し上げます。

共済組合の被保険者の方の奥様方がどれくらい国民年金に任意加入されておられるかという数字は実は正確に把握はいたしておりませんが、私も、一般にはいわゆるサラリーマンの奥様の六割程度が国民年金に任意加入をされておられるのではないかとというふうな推定をいたしているわけでございます。共済組合の組合員の方の奥様方が特にこの比率よりも少ないというふうには考えておりませんで、おおよね百万から百五十万くらいの方が加入しておられるのではないかとというふうな考えております。

○米沢委員 私に聞いておりますところでは、いわゆる一般の厚年グループの被保険者の奥さん方は大体七割からもう八割近く入っておる、こういうふうに聞いておるのですが、トータルで六割といったら共済年金の方がかなり少ないことになりはしませんか。

○長尾府委員　現在国民年金に任意加入されておられます奥様方は大体七百万人弱というふうに考えておるわけでございます。その中に共済組合の組合員の奥様方も実は入っております。実はこの十一月に、これらの方々につきまして今回の改

正によります三号被保険者該当かどうかの届け出をしていただくべく、私どもから御通知を差し上げておるわけでございます。厚生年金の被保険者との奥様方だけを届け出たいただくと形になつておるわけでございますが、先ほど申し上げましたとおりおおよその数字の推定は、その際私どもが数字の検討をいたしました際の一つの見込み数字ということでございまして、実は私どもは、いわゆる一般のサラリーマンの奥様方よりも共済組合の組合員の奥様方の方が加入率がやや高いのではないかと、ということとは考えております。

○米沢委員　もう一回確認しますが、共済年金の被保険者の奥さんの方が一般の厚年よりも任意加入の率が高い。——ああそうですか。

ところで、施行時五十九歳の方、四十歳の方、二十歳の方それぞれについて、配偶者が国民年金に任意加入していた場合と入っていない場合とで、配偶者が六十五歳以上になったときの年金額にかなり給付の差があるように伺っておりますが、この数字は計算してありますね。ちよつと教えてください。

○山内府委員　今それぞれの年代の方が、先生おつしやつた仮定の場合に実際どのくらいの年金が出せるかということだと思いますが、モデル的に計算したものがございます。単純に任意加入していないかつた期間といたしております違ひのほかに、年齢に応じて経過的な、加給的な年金を設定しておりますので、五万円にはなりませんけれども、それぞれに、四月一日以降国民年金に適正に加入していた場合には、二万円から三万円ぐらゐの年金額が保障されるような仕組みになっております。

○米沢委員 そんなのは十分にわかっておる。数字がどうなっておるか聞いておるんだ。

○山内政府委員 失礼いたしました。今申しましたように、六十一年三月までは任意加入を一切さされていなかった奥さんの前提で、ただ、施行後に例え夫が退職なさった場合でも、妻自身の保険料の滞納がないとかあるいは……（米沢委員「そ

んな前提はいいから、モデルであるでしょう」と呼ぶ。今の前提で申しますと、施行日に五十四歳の妻の場合で、二万九千六百円ばかりの年金が期待できます。それから、年代があれしませて施行時四十四歳ぐらいの方で三万四千円、三十四歳で四万二千円というモデル計算をしております。

○米沢委員 私は今あなたが答えたようなことを全然聞いておりはせぬですよ。施行時五十九歳の方、四十歳の方、二十歳の方——五十九歳という方、四十歳の方、二十歳の方ですね。二十歳とたら今から経過措置を受ける人ですね。二十歳と

いったら新しい年金に完全に切りかわったところですね。ところが四十歳の方が、経過措置の関係でもあって、額という面でかなりレベルダウンするのです。そのあたりを聞くために、私は質問を聞かずに来られたときに、この計算ぐらいたしておくと、言うたのだけれども、大蔵省の試算した表も持つておるのだが、これはどういふふうに伝わっておるのかな。質問の前に政府委員室から聞きに来るのだけれども、あれは何を聞きに来るのかね、本當に。

○坪野説明員　お答えします。

直接の数字はちよつと違うかもしれませんが。假定が入りますので御了承願ひたいと思いますけれども、四十年勤続で平均給与二十五万九千円、それから夫婦の年齢が違ひますとまた違ひますので、夫婦同年齢とした場合はどうだろうかということとを計算したのでありますけれども、参考までにこれを申し上げたいと思います。

五十才歳ですと、妻が任意加入できる期間を全部加入した場合二十五万八千円、全然加入しなかった場合二十一万円、四十歳の場合、妻が任意加入できる期間全部した場合二十万二千元、加入しなかった場合十七万六千元、それから二十歳の人、妻が任意加入した場合、しない場合、それぞれ十九万三千元、同額でございます。

三千円。この四十歳の方が、完成時の、二十歳の任意加入していない妻がもらう十九万三千円に比べまして、ここだけ陥没しておるのだですね。みんなが任意加入されておったならば少しずつ減額されていくのでございますが、今回経過措置の關係だとして僕は思いますが、四十歳の方だけ、完成時の人の十九万三千円が十七万六千円と逆に減額されておる。これは経過措置に何か問題があるのじやないかな、こう思うのですが、この点はいかがですか。

○山内府委員 先生の御質問は、共済の適用者についてのモデルでの御質問でもあらうと思いますが、同じことがやはり厚生年金の場合もございますので、私からお答えさせていただきます。

この点は、先生が今おっしゃいましたように、実は経過措置の組み合わせといえますか、裏に於いての経過措置が四十年間かけて組んだのに対して、夫に対する額の組み方がもっと短い、約二十年で経過措置を組んだために、両方の組み合わせの場合に、今数理課長が申したと思いますが、四十代で一つの区切りができてくるという現象でございいます。これは経過措置自体に合理性がございいますものですから、私どもこれを直すということとは技術的にほばできないんじゃないかということとで、いずれもなだらかに一定の額に持っていくこととする場合の措置として御理解いただきたいと思っております。

○米沢委員 これは厚生年金との関係もありますから、経過措置を全部変えてしまえとか、この分だけ、一部分だけレベルを上げるように何かしろという議論は難しいかもしれませんね。やろうとしたらできるのですよ、しかし、できないと思います。ただ、経過措置のつけ方いかんによって、現在四十歳の方がもし任意加入されてない奥さんを持っておった場合に、奥さんが六十五歳以上になつてからの水準も新しい年金にすべて切りかええる皆さんに比べてダウンしておるといふのは、これは幾ら経過措置のせいであるとはいえやはり問題があるのではないのか、経過措置の犠牲者ではないか。

ないのかな、僕はこう思うのです。

そういう意味で、先ほど言いましたように、経過措置をすべて変えろとかあるいは四十歳のところだけ取り上げて何かレベルアップしろなんという議論は、法体系すべてを変えなければいけませんので、それは無理だということはおわかりますけれども、しかし、例の国民年金につきまして何回かにわたりました特別納付制度みたいなものをつくりましたよね。少なくともそういう手法ですぐに上げることはできないのか、そのことを一回見解として承っておきたいなと思うのです。

○山内政府委員 先生のお話は、任意加入してなかった配偶者について、施行時点で過去にさかのぼって追加納付のような特例納付の道が考えられないかということだと思えます。確かに国民年金のかつての時代にはこういう措置がとられたわけですが、いまは年金の運用も、今現実には同じような意味で厚生年金グループについても起こることでございまして、現時点で過去の保険料を特例的に納付するという形で今のような問題を解決することにつきましては、私も非常に消極的に考えてまして、とり得ないのではないかと考えているところでございます。

○米沢委員 とすれば、逆に経過措置のつけ方いかんによって現在四十歳の方だけが陥没することは仕方がない、しょうがないことだ、そういうことですか。

○山内政府委員 確かに四十代で区切りができるという点はございしますが、先生御案内と思いますが、振りかえ加算を施行時の年齢に応じて経過措置として組み合わせたということは、ある意味では全く任意加入しなかった配偶者の方に年金額のかさ上げを行うための経過措置でございまして、私どもとしてはそれが任意加入をしなかった人に対する一つの上積み措置であるというふうに考えておるわけでございます。

○米沢委員 振りかえ加算があることはよく存じておりますが、その振りかえ加算というのはみんなに加算していくわけですからね。問題は、そう

いう振りかえ加算を行ったとしても現在四十歳の方が一番損をするといましようか、これは生きておる限り、もう限り永久にですから、切りかえによつてこの方は損をするといましようか、今の二十歳の方よりも減額されたものしかもらえないということですから、何か制度的に救済することが必要ではないのか、こう言うておるのです。振りかえ加算があることは事実ですよ、全部にやるのですから。振りかえ加算をやったとしても四十歳は陥没しておるのだから。仕方がないならそれでいいのですよ。

○山内政府委員 今回の改正におきましてそれなりにかなり時間をかけた経過措置を設けた、繰り返すようで恐縮でございますけれども、振りかえ加算の経過措置の時間のかけ方ともう一つの経過措置のかけ方の組み合わせでできた現象でございまして、そのことを今申しましたように直ちに特例納付という形で解決することについては、やはり私も踏み切れないものがあるわけでございします。

○米沢委員 だから、犠牲者として仕方がないという見解ですね。この問題もちよつと後に残しておきたいと思ひます。それから、既裁定者につきましては、制度の切りかえが行われましたときには従前のもらうであろう額を保障する、こういうことでございしますが、新法になりますと、特に単身者の場合これまたぐくつと減りますね。これは納付性が得られるようなものだと思つておられますか。

例えば、五十八年度退職者の平均と書いてありますが、現行年金月十九万二千円ですね。これが新法に乗り移った途端に現在五十九歳の方が十七万八千円にぐくつと減りますね。これは減り方がかなり鋭角的なんですよ。このあたり、どういふふうに考えておられますか。

○門田政府委員 確かに、今回の改正で単身者は影響が大きいわけでございます。これはどこから来ているかといふと、結局従来の年金は一人に対する年金給付が実は世帯年金であった、それ

を、今回は基礎年金部分は夫、妻それぞれの年金権ということで基礎年金部分を設計して、その上に報酬比例年金を設計しておるということでございまして、単身者の場合は妻のいわば五万四分というふうなものが抜けていくわけでございまして、そこから来る影響だと思ひます。そこが気の毒ではないかという御指摘なんぞでございますが、制度の仕組みとして、一人一人の基礎年金ということに踏み切った場合にはやむを得ないかなというふうには私も思つております。

○米沢委員 六十一年四月一日以前であれば、既裁定者の方は従前保障ですからね。ところが一日でもひっくり返った後は、単身者についてはぐくつと下がりますね。確かに世帯年金から個人年金になった制度の切りかえによつて出てくる数字だけでも、この下がり方というのはやはり問題ではないか。ほかのものは経過措置がありますね。なぜこれだけ経過措置がないのかということですね。

○門田政府委員 今の点は、法施行日、六十一年三月三十一日にみなし従前額という制度を設けておりますので、四月以降になりまして退職しましても三月末で計算して受け取れた額は保障されるということ、経過措置を講じておるわけでございします。

○米沢委員 確かにみなし従前額の保障ということとで救われる人はおりますけれども、新法に乗り移つてから奥さんが死んだとか、そのまま単身者の人もおりますけれども、そういう方々は、従来の単身者としてもらつておる額からかなりの、先ほどおっしゃつたように世帯主年金から個人年金に変わったためのまさに犠牲者の部分がありますね。この額がぐくつと下がつておるのが問題だと言つておるんです。こういう人にとっては、何も世帯主から個人なんかに変えてもらわなくてもよかったと思うかもしれませんよ、何のためにそんなことをしてくれたのかと。

○門田政府委員 法施行日以降、来年度の春とか夏に退職しました人の場合には、単身者でありまして

てもその三月末で一たん極めて計算したという額が保障されますので、こゝに二年というふうな短期間をとりまして大きな変動にはならないわけでございますが、仕組みとしては先生の言つたやうなところではございします。

○米沢委員 こうなつた理由は僕もよくわかつておるんですよ。だから仕方がないと言つたのですか。○門田政府委員 激変緩和をみなし従前額という形でやつておられて、ずっと年数がたちますとその効果も消えてまいるわけでございしますが、そのところは公的年金全体でこういうことをやりましたわけで、共済の単身者だけというわけでもないわけでございます。やむを得ないと思ひます。

○米沢委員 次は、費用負担の問題について伺つておきたいと思ひますが、ことしの四月一日から国庫負担は提出時負担から給付時負担になっておりますね。今回の共済年金の改正法によりまして、国庫負担は基礎年金の三分の一を負担するというところで統一した、こういうことになっておるわけでありまして、そこで、改正前の既裁定者については、この法律が施行された後も従来どおり給付額の二五・八五%は国庫負担を続けていくわけですね。

○門田政府委員 考え方をいたしまして、今回の基礎年金制度は国民年金が発足いたしました昭和三十六年の時点から私も公務員も国民年金に入つていたというふうな切りかえまして、三十六年以降そういうものとして考えるわけでございしますから、その部分につきましては三分の一の国庫負担ということになっております。

三十六年以前につきましては、一五・八五%という国庫負担がついてまいります。ただし、以前といひましても今の共済制度は三十四年の発足でございまして、三十四年から三十六年の二年間がいわゆる従来の国庫負担率、そして三十六年以降はあたかもその時点から国民年金に入つておつたというふうになしまして国庫負担三分の一、こういうことでございします。

○米沢委員　三十六年から国民年金にすべて入っておったということのみなしてとおっしゃいますけれども、勝手にみなされたら困るのですよ。みなした結果、結局、既裁定者についてはこれはみんな独自の給付になっていくわけでしょう。ここからは國庫負担、余りにサボリ過ぎじゃないですか。改正前の既裁定者ですよ。それは従前どおり一五・八五％國庫負担をやるのが当たり前じゃないですか。三分の一なんというのは実際はずっと先の話ですよ、三分の一皆さんが払うようになるというのはいは。

○山内政府委員 共済についてのお尋ねでございますけれども、このことは基礎年金に相当する部分に対する国庫負担の問題でございますので、私からお答えさせていただきます。

基礎年金の部分に三分の一の国庫負担を集中したというのが今回の改正でございます。その場合に、厚生年金の場合で言いますと、三十六年以後の期間につきましては六十五歳からの基礎年金相当部分について国庫負担を集中するということをとっておりますので、厚生年金で申しますと、三十六年前の期間につきましては従来どおりの国庫負担をしておりますが、三十六年以後の期間につきましては六十五歳以上の基礎年金相当部分について国庫負担を集中しておるわけでございます。

○米沢委員　だから、六十五歳以上になって初めて基礎年金をくれるのだから、そのときに三分の一の国庫負担しようというわけでしょう。六十五歳未満の方、例えば六十歳から六十五歳の間は、特に既裁定者について国庫負担はどうなるのかということです。

○山内府委員　今の方については、あくまで厚生年金の場合で申しますと、三十六年四月以前の期間に基づく年金部分にしか国庫負担がつかないということになっております。

○米沢委員 それでは、三十六年以後についてはみんな独自の特別支給みたいになるのですか、国庫負担を除いてしまつて。

○山内政府委員 原則として考え方はそうである

と申し上げた方がいいと思いますが、もちろん、実は三十六年以後の期間につきましても、国民年金のかさ上げに相当する部分とかそういうものについての国庫負担を導入するということを国民年金、厚生年金を通じてやっておるところでございます。(米沢委員「もう一回言ってください」と呼ぶ)

基本的な考え方は、先生おっしゃいますように、三十六年以後の期間に基づく年金給付は、六十五歳以上に支給される部分に三分の一の国庫負担がつく、しかし、経過といえますか切りかえ時の措置として、国民年金、厚生年金で申しますと、三十六年以後の期間であっても国民年金の特別なかさ上げに相当する部分ぐらいは国庫負担をつけるといふ切りかえ措置がついております。原則は先生のおっしゃるとおりでございます。

○米沢委員　ということは、例えば基礎年金というのは六十五歳からしかもらえませんか。したがって、加給年金だとか振りかえ加算あたりが出てきましたよね。結局それは、基礎年金が十全でないからその分を補完しようという発想で出てきたものですか、その分については国庫負担はやはり三分の一出すということです。

○山内政府委員 基礎年金は六十五歳から支給されるという原則になっておりまして、その部分でも六十五歳までの部分については国庫負担がつかない仕組みになっております。

○米沢委員　そうおっしゃるように、もう国庫負担はさつさと引き揚げてしまっておるのだな。これは大変な金額になると思うのですがね。

一体これはどんな数字になるのですか。年金給

付の将来安定的な財政をつくるとかなんとかきかれいごとばかり並べておるけれども、実際これはただ国庫負担から逃げ出したいというだけの法案だ。国民のための共済年金の改正だなんてよく

言ったものだと思うね。何なの、これは。

○門田政府委員 国家公務員共済の場合の国庫負担の変動でございますが、五十九年度価格で、六十一年度は、これは制度切りかえ直後でほとんど

變わりませんで、現行でも六百億圓、改正案でも六百億圓程度でございます。六十五年度になりますと、現行制度では八百億圓、改正案では七百億圓、七十年度になりますと、現行制度で千二百億圓、改正案で八百億圓。以下、八十年度で、千七百億圓に對しまして一千億圓、九十年度で、二千億圓に對して千二百億圓、こういう推移でございます。

○米沢委員　今飛び飛び五年単位ぐらいでお話を
いただきますけれども、国庫負担の逃げ方は
これは大したものですね。そのかわり受給者がふ
えていくというのもカウントされるのでしょうか、
この数字は。だから、年金受給者が物すごいス
ピードでふえていく、それをカウントして、その
分の国庫負担、基礎年金部分の三分の一を出した
としても、これは相当な減り方ですね、実際。も
し給付人員が同じだったらどうなるのですか。も

し給付人員が同じだとすればもつとぐくぐとい
くのではないですか。だから、三十六年以後は
入ったとみなすとか何とか、自分たち国庫負担
を逃げるためにみなし方が多過ぎるよ、こんな
の。○門田政府委員　高齢化社会ということで給付人
員は今後顕著に増加していくわけでございます。
したがって、これは現行制度であれ改正案で

あれ、そういった給付人員の増加を前提にして考えざるを得ないと思います。

○米沢委員　だから、給付人員がどんどんふえていくから、国庫負担もどんどん伸びていくので何

とかしてくれ、そういうのなら、受給人員がふえていくのをみ込んで大体今と同じくらいのところを負担していくというのならわかりますよ。受給人員はどんどんふえていって、それでなくても

国庫負担がふえるという前提に立ちながら国庫負担の金額ががと減っていくということは、これは相当の減らし方だと言わざるを得ないわけですよ。そのことを聞いておるわけです。例えば社

会保険審議会あたりから、国庫負担の基礎年金への集中は妥当な措置だと思える。しかしながら、これによって国庫負担が減少することのないように配慮すべきだというような意見書も出ておるわ

けですが、そういう意見は全然耳に入らない。自分たちの都合のいいことだけ耳に入っておる。これが問題だと私は言いたいんですね。受給人員がふえていったら、国庫負担を三分の一にしても急激にふえるでしょう。ふえざるを得ないという観点から、これは国庫負担を三分の一に集中したたのでしょう。今の国庫負担の金額が大体横並びに

いくとおっしゃるなら、受給人員がふえる分だけまけてもらって現在と同じくらいの国庫負担でやらしてくれと言うのはよくわかる。ところが、受給人員がどんどんふえていくにもかかわらずあななた方の国庫負担額がずっと減っていくのだから、これは二重に減らしておるといふことだな。こういう法案なんというのは、社会保険審議会の答申なんというものを一体どういふうにあなた方は耳にしたのですか。年金の有利運用の問題だつて

そうだけれども、社会保険審議会あたりが数次にわたって答申しても全然一顧だにしない。この話だって全然一顧だにしていない。これはどういうことなんでしょうか。

○門田府教委 これは五十九年度の価格で見ましても、この国庫負担額自体は、絶対額としては伸びていっておるわけでございます。決してそこ

が急激に落ち込むということではないので、国庫負担額の増加の割合が急テンポで増大するのを穏やかな増大にしていくということはありません。それはしかし、国庫負担が目的といえますよ。

りも、先日來御議論になっておりますように、今のまゝいきますと大変な給付額になる。つまり勤続年数がふえ、その増加した給付額をもらう受給期間がふえ、年金財政としては大変なことになる。

だから現職の負担がもう支え切れないということ
で、現職の負担の限界をにらみながら給付と負担
のバランスを図っていった、こういうことでござ
います。

○米沢委員 それなら、六十五年で本来ならば八百億が七百億に下がるとか、百億ぐらいもうかりましたね。七十年で千百億かかるのか八百億に下がるから、これは三百億もうかりましたね。八十

年で千七百億要るのが千億だから、七百億もうかりましたね。九十年で二千億が千二百億、八百億もうかりましたよね。今おっしゃったような議論をするならば、何でも数字が出てくるの。支えていくのが大変だからといって、あなた、みんな保険料も払うのではありません。多くするのではありません。給付も下げるのではありません。何でも国庫だけ逃げるの、これ。この数字はどういう計算をしたの。

○門田政府委員 現行でいきますと、先ほど来申し上げましたように大変に給付額がふえていく。そこで、三十五年動続で現在受給している年金額を動続四十年ぐらいで同額のようにしていこう。そうしてその場合には現職の公務員の月収に對しましては六九%ぐらいの今の年金水準、これを水準として維持していこう、こういう給付の方の調整を図っておるわけでございます。将来の現職の負担の限度を考えた場合にそういうバランスが必要だ、こういうことでございまして、それとの見合いにおきまして国庫負担の増加もこの程度に何とかとどまる、こういうことになっておるわけでございます。

○米沢委員 だから、国庫負担を下げたということなんでしょ。

○門田政府委員 給付水準の急ピッチな増大を調整し、掛金が四〇%ぐらいに上がっていくというのを三〇%未満程度に抑制し、そうしてそういう給付、負担の調整の中で国庫負担の方もこういう水準になっておる、こういうことだろうと思えます。

○米沢委員 申し上げたいのは、給付水準を下げているから、国家負担も今までのやり方、一五・八五%給付時に負担するのを基礎年金に集中した。制度の切りかえがありますよね。結局、制度の切りかえによって給付の方は下げられた。そして保険者はふえていく。結局、払う方は窮屈になっていくわけですね、そのかわり、国庫だけはどんどん下がっておりますと言っているわけですね。結果的に下がっておりますのだから。

だから、少なくとも現在の国庫負担ぐらいいの

のはこれから先も余り減少しないようにしてくれというそういう意見を全然聞かなかったというところですねと言っているのですよ。結果的にあなた方は下がった、下がったと言っておるけれども、下げるためにつくったのではありません、こんなものは。何も三分の一にしてくれとだれも言っていないよ。これは三分の二でもいいんだ。だから、従前の国庫負担そのものを将来的にも大体維持していこう。維持するにしても、これは受給者がふえていくのだからその分だけ国庫負担の割合は減っているわけだから、設計の仕方は何はでもできるわけだ、これは。ところが、給付を下げたのだから私どもも下げざるを得ませんでしたという、仕方なく国庫負担が下がっているような言い方はおかしいと思うんだ。

○門田政府委員 高齢化社会ということになりますと、こういった社会保障関係の経費というのは非常に増大してまいるわけでございます。年金だけではございませんで、健康保険でありますとかいろいろな面で、有病率の増大でありますとかいろいろございします。あるいは租税負担率という議論がございしますが、これが急ピッチに上がっていくおそれがあるということもございまして、決して全体としての国庫負担を縮減しているということではございませんで、またそれができるわけでもない。国民負担率というのはやはりだんだん上がっていく、こういう趨勢の中でどうやって年金制度の安定を維持していくか、こういう問題でございまして、その中でいろいろと悩みながら一つの整合性ある解決策を求めた、こういうことかと思えます。

○米沢委員 門田さんのおっしゃるのも一つの理屈かもしれない。しかし、こういうような改正が積み重なっていきますと、公的年金制度というのは一体何なのということになりますね、給付は下がっていくわ、保険料は上がるわ、国庫の方は逃げていくわ、一体こんなものは何なのさ。これは、中身を見ておりますと、逆に民間の生命保

険会社よ早くかわりをやってくれ、そういうような民間の保険会社を激励するような案だと私は思うな、こんなのは。大臣はそう思いませんか。公的年金制度と威張るようなことじゃなくなったな、こんなのは。

○竹下国務大臣 これからの人口構造等を見ながら中長期に安定した給付をやる、こういうことになりましたと今のようにならねばならぬ、その仕組みの中で、基礎的年金部分というのがやはり公的年金の目玉でございします、したがって、それは国民平等にするためにそのところへ三分の一というものを集中してこれに国庫負担をすることにしたい、こういうことになるわけであります。さればといつて、今度国庫負担は三分の一より三分の二がいいとかあるいは四割がいいとかいろいろな議論はそれはあろうかと思うのでありますけれども、そうなるべくと、議論しておると場合によってはいわゆる目的税議論というふうなものにまで展開していくようになる。そうすると、税の問題というのは今抜本策をやっているさなかでございしますから、その問題は今の議論の中へ入れていくわけにもいかぬということになると、まずは三分の一というところが妥当ではないか、こういうことでございします。

○米沢委員 あと残された時間、玉置君にとっておきまして、終わりたいと思います。

○越智委員長 次回は、来る二十六日火曜日、午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二十八分散会

昭和六十年十二月五日印刷

昭和六十年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P